

# **第8章**

## **防災指針**

## 1. 防災指針とは

### (1)防災指針の目的

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等が発生し、人命や家屋、社会経済に甚大な被害が生じています。今後も全国的に気候変動の影響から降雨量が増加し、洪水や内水被害、津波、高潮、土砂災害といった風水害が頻発・激甚化することが懸念されます。

国においては、このような自然災害に対応するため、令和2年9月に都市再生特別措置法が一部改正施行され、立地適正化計画に「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」(以下、「防災指針」という。)を定めることが新たに位置づけられました。

本市では、起こりうる災害リスクに対し、防災・減災対策の取組方針及びエリアごとの課題に即した取組を定め、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため防災指針を策定します。

### (2)本市における防災指針の方針

立地適正化計画における防災指針は、居住誘導区域や都市機能誘導区域での都市の防災機能の確保に関する方向性を位置づけるものです。しかしながら、本市は、居住誘導区域外や市街化調整区域においても多数の集落があり、これらの箇所においても大雨などの災害に対するリスクが指摘されていることから、居住誘導区域外に既に居住している住民の安全性も確保することが重要となります。

そのため、本防災指針では、本市全域を対象としてエリアごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野の取組を明示します。

また、防災指針の策定にあたっては、地域防災計画等の各種計画や「流域治水」の考え方も踏まえ、エリアの特性を考慮して策定します。

### 【防災指針の位置づけ】

#### 『宗像市立地適正化計画』

- ・都市機能を維持・誘導する区域
- ・居住を特に促進する区域
- ・特に誘導すべき施設を設定

#### 防災指針

整合連携

#### 〔関連計画〕

宗像市地域防災計画

宗像市国土強靭化地域計画

宗像市雨に強いまちづくりビジョン

北九州・宗像圏域流域治水プロジェクト【宗像ブロック】

各分野にかかる計画

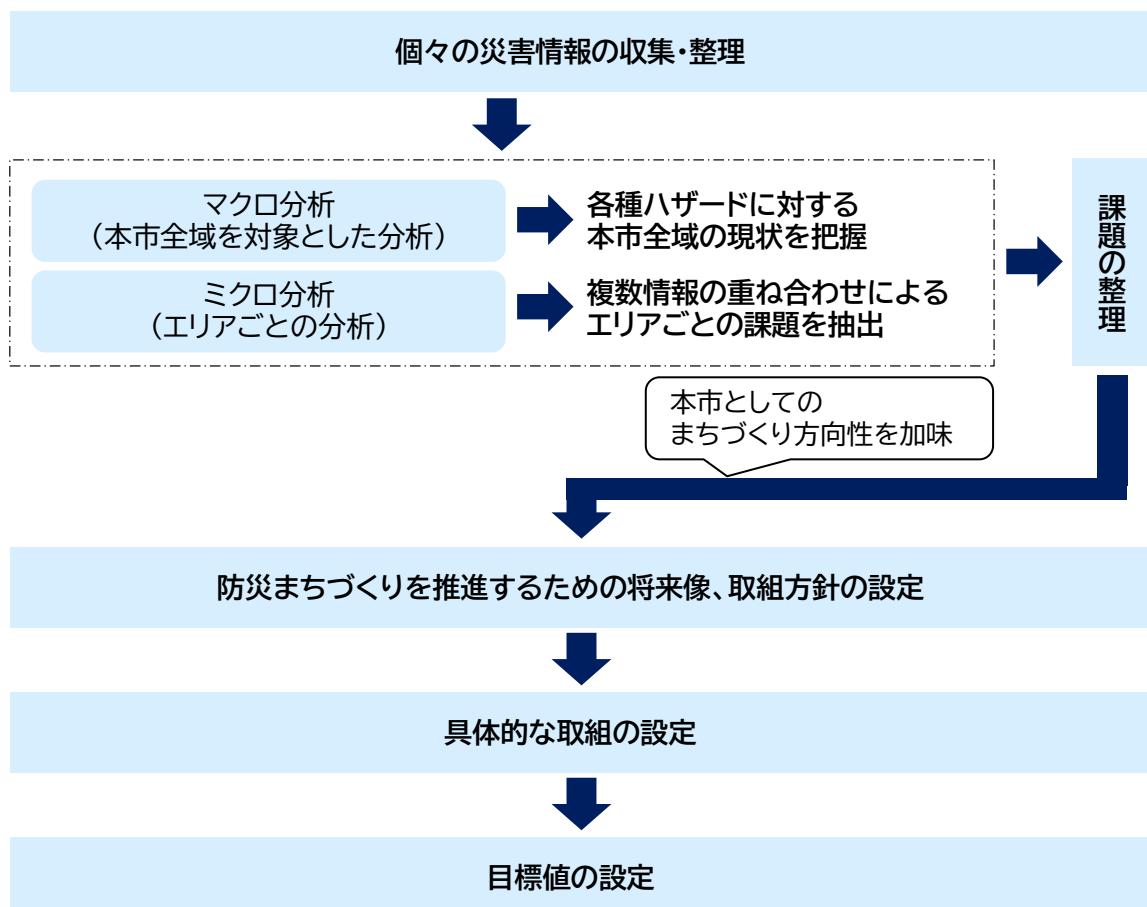
### (3)防災指針策定の流れ

防災指針は、国土交通省「立地適正化計画策定の手引き」に基づき策定します。

防災指針の検討にあたっては、まず災害リスク分析のため、個々の災害情報を収集・整理し、本市全域を対象としたマクロ分析、エリアごとに課題を抽出するミクロ分析を実施します。マクロ分析については、各種ハザード情報に対する影響面積や影響人口を算出し、各種ハザード情報に対する課題を整理します。ミクロ分析については、各種ハザード情報に建物や避難所等の立地状況を重ね合わせ、エリアごとの課題を抽出します。

次にエリアごとに課題を地図上に示すことで、災害リスクの見える化と課題の整理を行います。整理した課題の対応策と本市としてのまちづくりの方向性を踏まえ、防災まちづくりを推進するための将来像や災害リスクを低減・回避するための取組方針を設定します。

これらの取組方針に対して、どのように取り組んでいくかの実施プログラムを設定したうえで、防災まちづくりの目標値を示します。



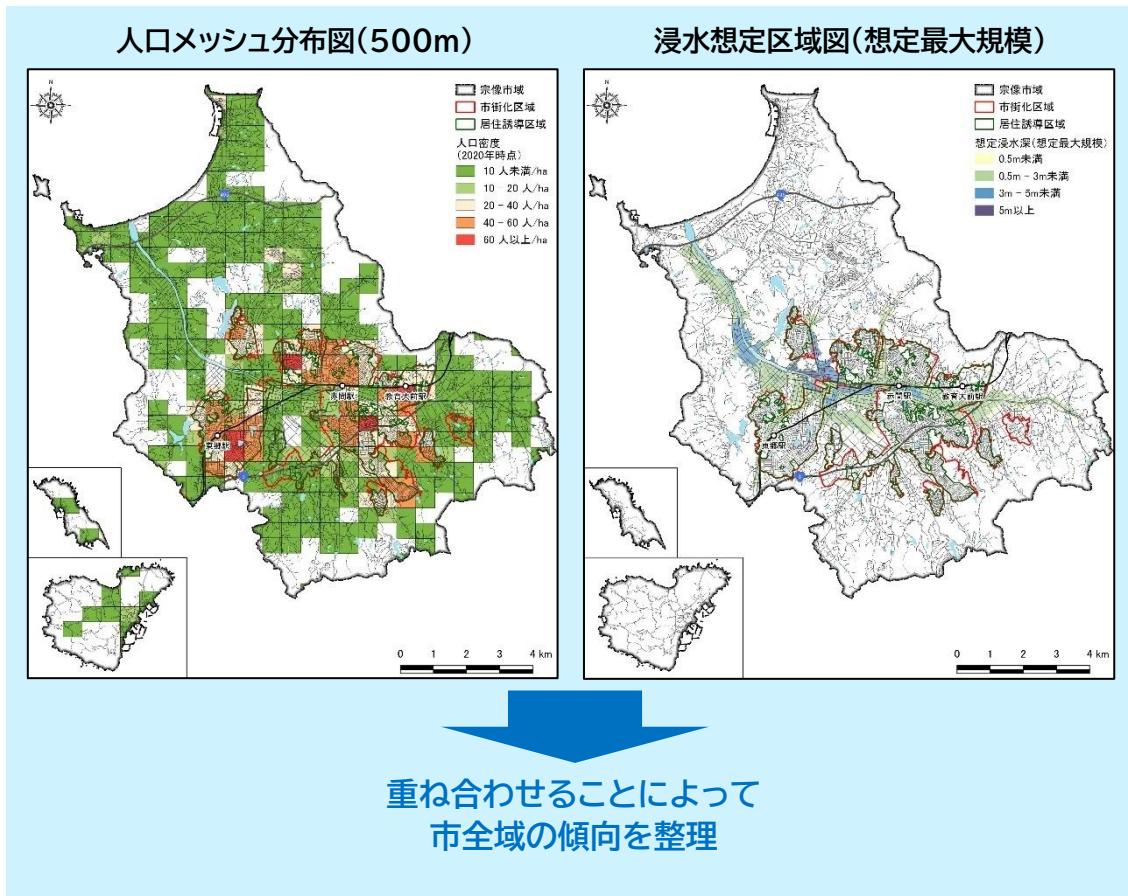
## 2. 災害リスクの分析

### (1)本市全域を対象としたマクロ分析

#### 1)マクロ分析のイメージ

マクロ分析を行うにあたっては、各種ハザード区域の指定状況と人口・建物立地状況を重ね合わせ、市全体の傾向を整理します。

【マクロ分析のイメージ】



## 2) 災害ハザード情報の整理

災害ハザード情報については、福岡県や本市が公表している情報を基に整理します。

### ① 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、住民等の生命や身体に危害が生じる恐れがあり、建築や開発行為等の規制はないものの、区域内の警戒避難体制を整備すべき地域です。国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」によると、災害の状況や都市の形成状況等を総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則的に都市機能誘導区域や居住誘導区域に含まないこととすべき区域とされています。本市では、既に市街地が形成されている地域においてイエローゾーンが指定されていますが、これらの地域を全て誘導区域から除外することは現実的に困難であると想定されることから、災害リスクを把握したうえで、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための対策を講じるとともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組をより一層進めることから、居住誘導区域に含めることとします。

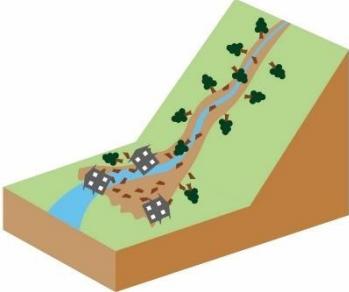
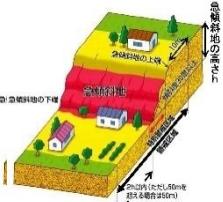
災害の種別	ハザード情報	備考
洪水	<b>洪水浸水想定区域(計画規模)</b> ●計画降雨(年超過確率 1/50)によって、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲及び水深	・年超過確率 1/50 の降雨に伴う洪水により以下の河川が氾濫した場合の浸水状況 [対象となる河川と算出条件] ・釣川水系釣川、八並川、山田川 (流域 24 時間総雨量 245 mm)
	<b>洪水浸水想定区域(想定最大規模)</b> ●想定最大規模降雨(年超過確率 1/1000 程度の降雨量を上回るもの)によって、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲及び水深	・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により以下の河川が氾濫した場合の浸水状況 [対象となる河川と算出条件] ・釣川、八並川、山田川 (前提となる降雨:釣川流域の 6 時間総雨量 543 mm) ・樽見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、高瀬川、朝町川 (前提となる降雨:釣川流域の 24 時間総雨量 992 mm)
	<b>洪水浸水想定区域(浸水継続時間)</b> ●氾濫水が一定の浸水深*に達してから、その浸水深を下回るまでの時間	・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により以下の河川が氾濫した場合の浸水状況 [対象となる河川と算出条件] ・釣川、八並川、山田川 (前提となる降雨:釣川流域の 6 時間総雨量 543 mm)
津波	<b>津波浸水想定区域</b> ●地震などで海底が盛り上がったことにより発生する波によって浸水する可能性のある区域	・最大クラス (発生頻度は極めて低い)

\*福岡県において 0.5m の浸水深を、歩行が困難となり屋外への避難ができず、孤立する可能性がある浸水深とされています。

災害の種別	ハザード情報	備考
土砂災害	<p><b>土砂災害警戒区域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山やがけが崩れ、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れることで、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがある区域</li> </ul>	<p>土砂災害の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流 山腹が崩壊して生じた土石流または渓流の土石等が水と一緒に下流する自然現象</li> <li>・地滑り 土地の一部が地下水等に起因して滑る又はこれに伴って移動する自然現象</li> <li>・急傾斜地の崩壊 傾斜度が 30 度以上ある土地が崩壊する自然現象</li> </ul> <p>出典：国土交通省</p>

## ②災害レッドゾーン

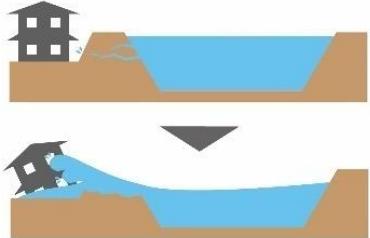
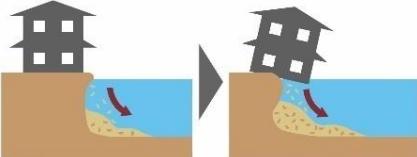
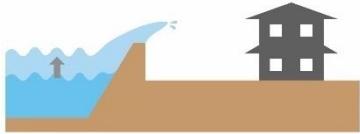
災害レッドゾーンとは、住民等の生命や身体に著しい危害が生じる恐れがあり、建築や開発行為等に対する規制がされている地域です。国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」によると、都市機能誘導区域や居住誘導区域に含めてはならない区域とされています。

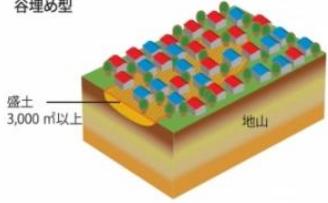
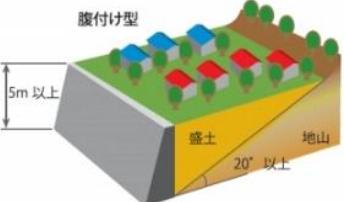
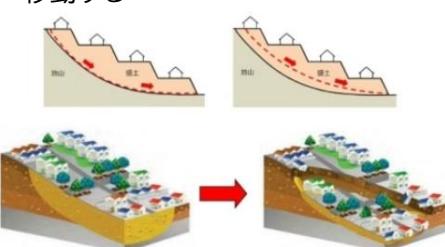
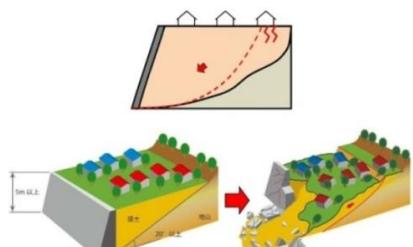
災害の種別	ハザード情報	備考
土砂災害	<b>土砂災害特別警戒区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山やがけが崩れ、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れることで、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがある</li> </ul> 	<b>土砂災害の種類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流 山腹が崩壊して生じた土石流または溪流の土石等が水と一緒に下する自然現象</li> <li>・急傾斜地の崩壊 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象</li> </ul> 
	<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●崩壊する恐れのある急傾斜地(高さ5m以上、傾斜度が30度以上の土地)で、崩壊によって周辺の居住者に被害の恐れがある区域</li> </ul> 	・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とは別に設定されている
	<b>地すべり防止区域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、「地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地」や「地すべり防止工事を行う必要がある土地」に指定される区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止区域に指定されると必要な施設(排水施設、擁壁等)を設置しなければならない</li> <li>・実質、掘削などが必要となる住宅(戸建・マンション)の建築は都道府県知事の許可が必要</li> </ul>
災害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●津波、高潮、出水等による危険の著しい区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる</li> </ul>

## ③その他(イエロー・レッドゾーンに分類されないハザード)

災害レッドゾーンやイエローノーンに分類されませんが、洪水や内水、ため池浸水、高潮、地震についても災害による被害が懸念されることから、公表されている資料を基に整理します。

また、大規模盛土造成地については滑動崩落の可能性があることから、これらの情報についても公表されている資料を基に整理します。

災害の種別	ハザード情報	備考
洪水	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)</p> <p>●想定最大規模降雨による洪水において、氾濫した強い水の流れにより木造家屋が流出・倒壊のおそれがある区域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により以下の河川が氾濫した場合の浸水状況</li> </ul> <p>[対象となる河川と算出条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>釣川、八並川、山田川</li> </ul> <p>(前提となる降雨:釣川流域の6時間総雨量 543mm)</p>
	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)</p> <p>●想定最大規模降雨による洪水において、強い河川の流れにより河岸が侵食され、家屋が流出・倒壊のおそれがある区域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により以下の河川の河岸の侵食幅を予測したもの</li> </ul> <p>[対象となる河川と算出条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>釣川、八並川、山田川</li> </ul> <p>(前提となる降雨:釣川流域の6時間総雨量 543mm)</p>
内水	<p>内水浸水想定区域</p> <p>●大雨が降った際に、雨水が河川や海に流れきらず、浸水する可能性のある区域</p> 	<p>[想定最大規模降雨]</p> <p>降雨強度 153.0mm/h</p> <p>(平成21年7月24日降雨引き伸ばし)</p>
ため池浸水	<p>ため池浸水想定区域</p> <p>●ため池の堤防が決壊し、満水状態の水がすべて流れ出した際に浸水する可能性のある区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定降雨の設定なし</li> </ul>
高潮	<p>高潮浸水想定区域</p> <p>●気圧の低下によって、潮位が高くなったり際に浸水する可能性のある区域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差が最大となるよう複数の経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施した結果を重ね合わせた最大の浸水深</li> </ul>

災害の種別	ハザード情報	備考
地震	<b>震度想定</b> 本市内で発生し得る最大規模の地震によつて想定されている震度分布	・西山断層帯地震を想定
大規模盛土造成地の滑動崩落	<b>大規模盛土造成地</b> ・谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上  <b>・腹付け型大規模盛土造成地</b> 盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上 	大規模盛土の滑動崩落イメージ ・谷埋め型 地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として、盛土造成地全体、または、大部分が斜面下部方向へ移動する  <b>・腹付け型</b> 地震時に盛土造成地全体、または、大部分が斜面下部方向へ移動する 

出典:国土交通省

出典:国土交通省

要配慮者利用施設については、災害が発生した際に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

	施設の内容
要配慮者利用施設	幼稚園、高齢者福祉施設、病院など主として防災上の配慮を要する人が利用する施設

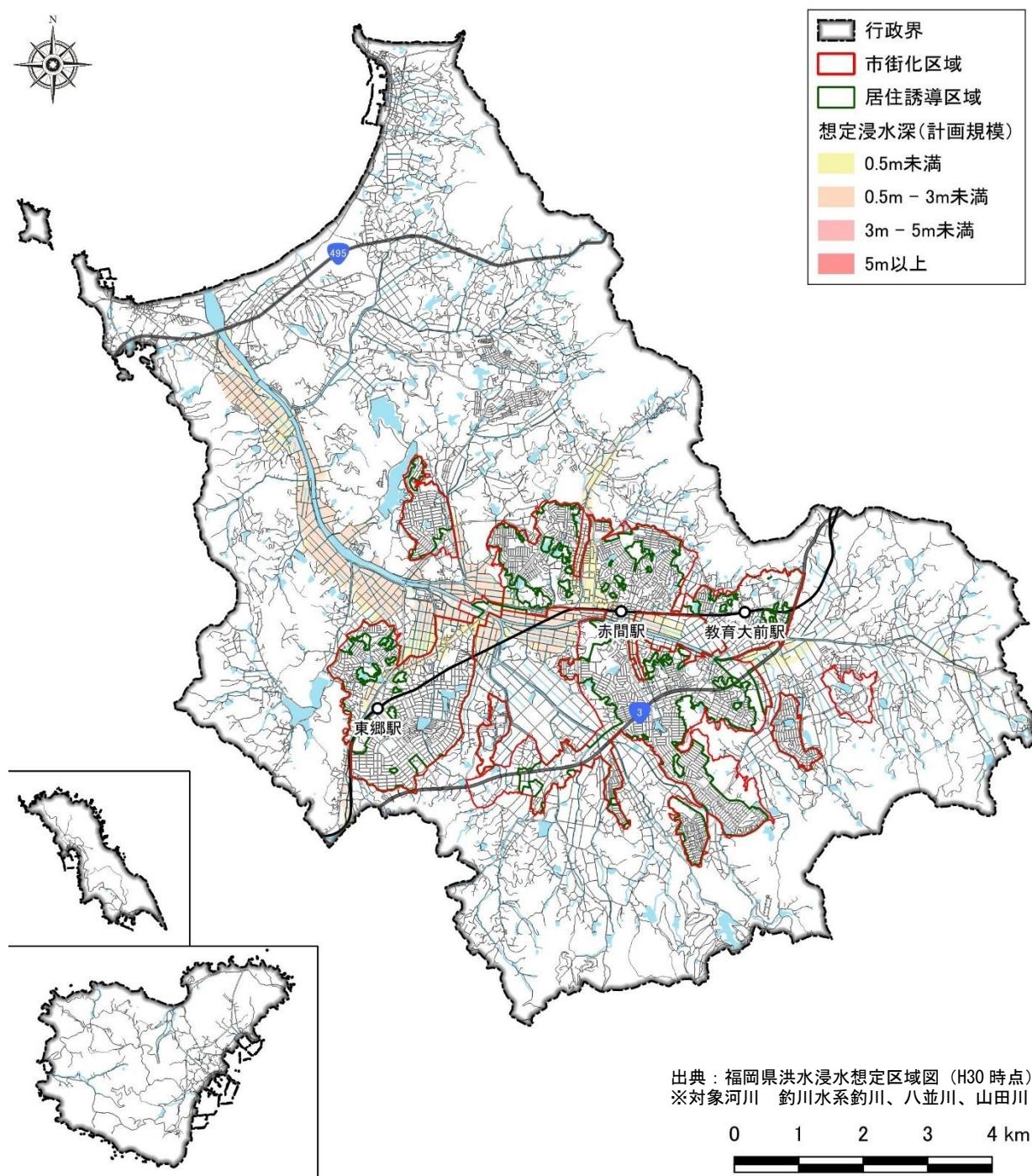
### 3) 災害ハザードのマクロ分析

#### ① 洪水浸水想定区域(計画規模)

洪水浸水想定区域(計画規模)とは、年超過確率1/50で発生する大雨によって堤防が決壊したり河川から水があふれたりした場合に、その氾濫水によって浸水が想定される範囲の浸水深を示すものです。

##### 現状

計画規模の豪雨災害が発生した際においては、釣川の沿岸部において最大5m未満の浸水が想定されています。

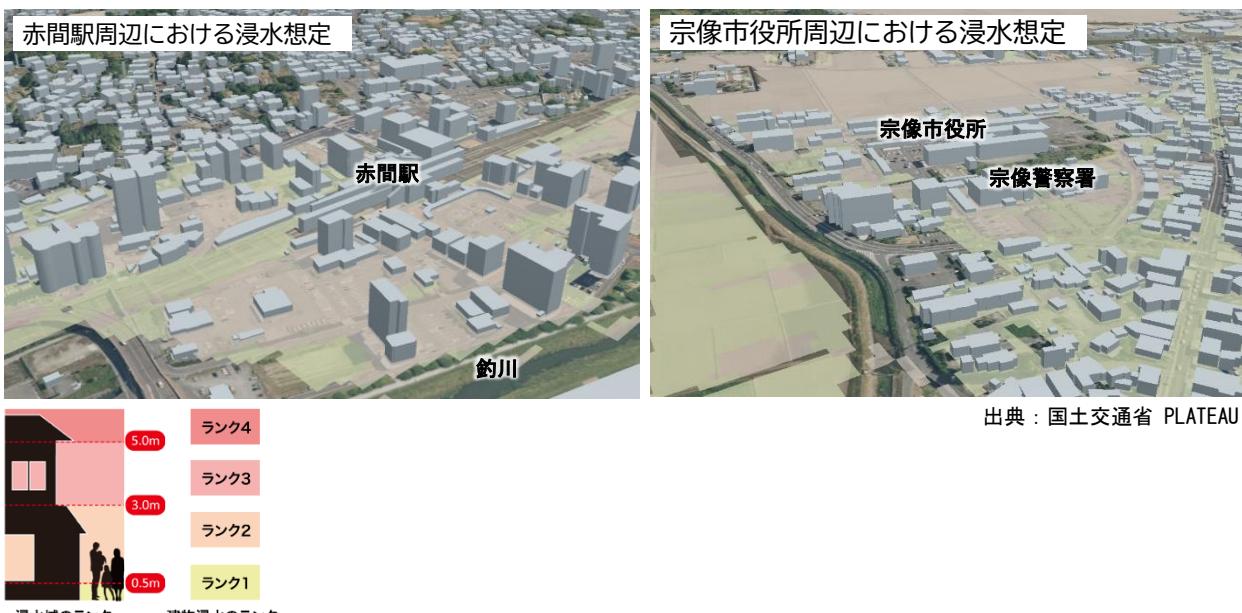


## 現状

計画規模の豪雨災害が発生した際の浸水想定面積をみると、居住誘導区域の概ね6%が浸水想定区域内に含まれています。居住人口をみると、居住誘導区域の概ね6%程度が浸水想定区域内に居住していることがわかります。

		想定浸水深(m)				
		0.5m未満	0.5~3m	3~5m	5m以上	合計
浸水想定面積(ha)	市域全域	160.2	394.1	3.5	0.2	558.0
		1.4%	3.3%	0.1%	0.1%	4.9%
	市街化区域	53.9	39.5	0.1	0.1	93.7
		2.9%	2.1%	0.1%	0.1%	5.2%
	居住誘導区域	50.8	35.7	0.1	0.1	86.6
		3.5%	2.5%	0.1%	0.1%	6.2%
(令和2年人口)	市域全域	2,720人	2,670人	18人	1人	5,409人
		2.9%	2.8%	0.1%	0.1%	5.9%
	市街化区域	2,365人	1,551人	7人	1人	3,924人
		3.1%	2.1%	0.1%	0.1%	5.4%
	居住誘導区域	2,317人	1,516人	6人	1人	3,840人
		3.4%	2.2%	0.1%	0.1%	5.8%
（要配慮者人口）	市域全域	213人	183人	2人	1人	399人
		3.4%	2.9%	0.1%	0.1%	6.5%
	市街化区域	192人	118人	1人	1人	312人
		3.8%	2.4%	0.1%	0.1%	6.4%
	居住誘導区域	189人	115人	1人	1人	306人
		4.2%	2.6%	0.1%	0.1%	7.0%

※要配慮者の人口動向については、「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出。

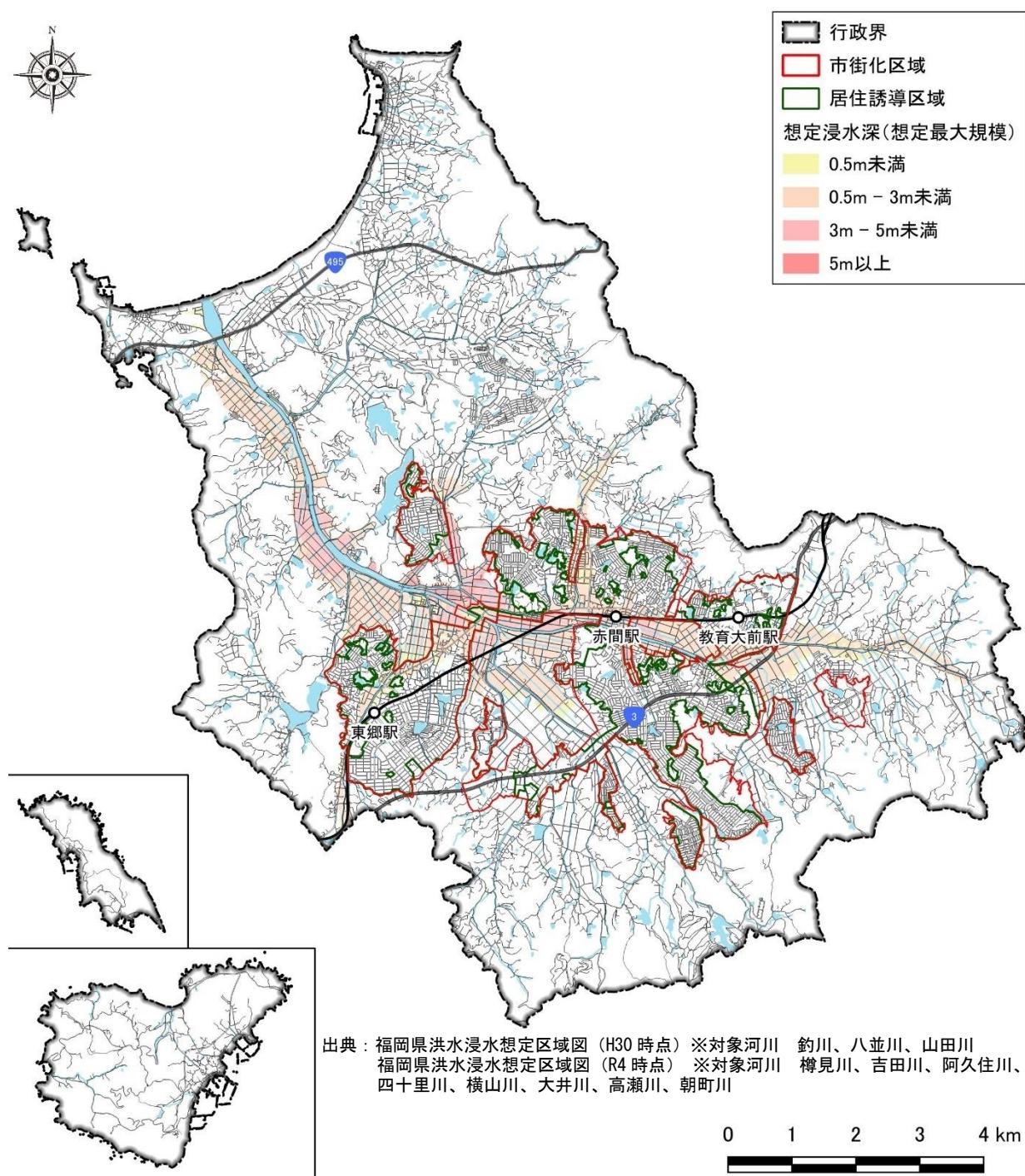


## ②洪水浸水想定区域(想定最大規模)

洪水浸水想定区域(想定最大規模)とは、年超過確率1/1000程度で発生する大雨によって堤防が決壊したり河川から水があふれたりした場合に、その氾濫水によって浸水が想定される範囲の浸水深を示すものです。

### 現状

想定最大規模の豪雨災害が発生した際においては、釣川の沿岸部において最大5m以上の浸水が想定されています。



## 現状

想定最大規模の豪雨災害が発生した際の浸水想定面積をみると、市街化区域の9%程度、居住誘導区域の10%程度が浸水深0.5~3mの箇所に含まれています。居住人口をみると、浸水深が0.5~3mの箇所に概ね10%程度の人が居住している状況です。

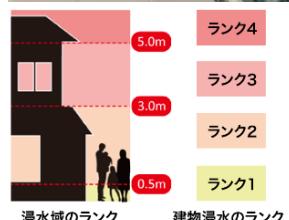
		想定浸水深(m)				
		0.5m未満	0.5~3m	3~5m	5m以上	合計
浸水想定面積 (ha)	市域全域	115.2	716.9	180.6	17.0	1029.6
		1.0%	6.0%	1.5%	0.1%	8.6%
	市街化区域	32.0	172.9	17.8	0.6	223.2
		1.7%	9.1%	0.9%	0.1%	11.8%
	居住誘導区域	29.2	154.0	11.9	0.3	195.4
		2.0%	10.4%	0.8%	0.1%	13.2%
(令和2年人口) 2人	市域全域	1,786人	9,444人	1,097人	91人	12,418人
		1.9%	9.8%	1.2%	0.1%	13.0%
	市街化区域	1,374人	7,363人	448人	11人	9,196人
		1.8%	9.6%	0.6%	0.1%	12.1%
	居住誘導区域	1,337人	7,074人	403人	8人	8,822人
		2.0%	10.2%	0.6%	0.1%	12.9%
(要配慮者人口) 2者	市域全域	135人	648人	66人	8人	857人
		2.1%	10.1%	1.1%	0.2%	13.5%
	市街化区域	109人	523人	28人	1人	661人
		2.2%	10.3%	0.6%	0.1%	13.2%
	居住誘導区域	106人	501人	25人	1人	633人
		2.4%	11.0%	0.6%	0.1%	14.1%

※要配慮者の人口動向については、「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出。

区域に占める割合が10%以上の項目は黄色で着色。



出典：国土交通省 PLATEAU



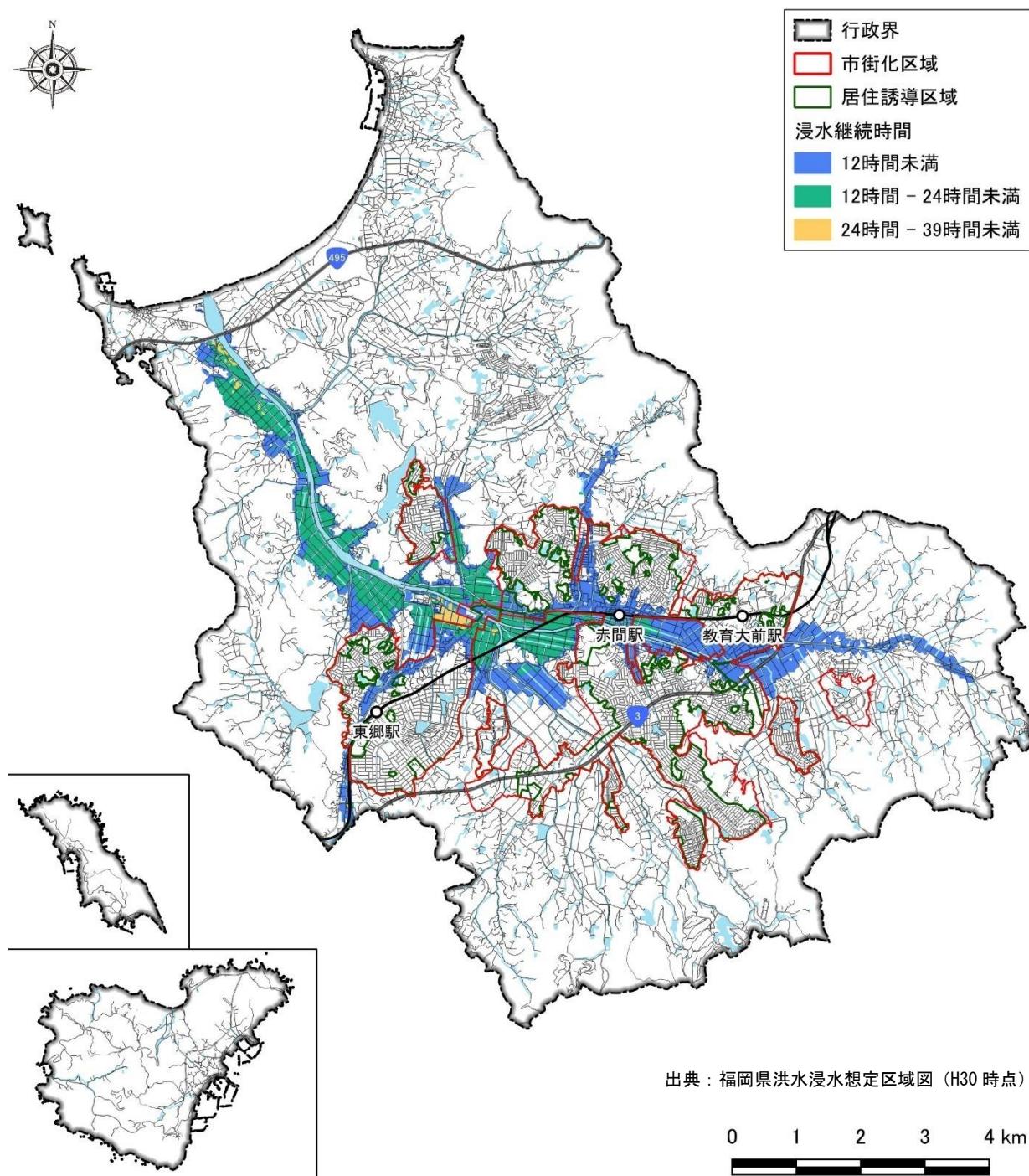
### ③浸水継続時間

浸水継続時間とは、年超過確率 1/1000 程度で発生する大雨により、河川が氾濫した際に一定の浸水深に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示すものです。

#### 現状

想定最大規模の豪雨災害が発生した際の浸水継続時間をみると、市役所北側の市街化調整区域で 24 時間～39 時間未満の浸水継続時間が想定されています。

居住誘導区域内においては、市役所周辺や赤間駅周辺で 24 時間未満の浸水が想定されています。



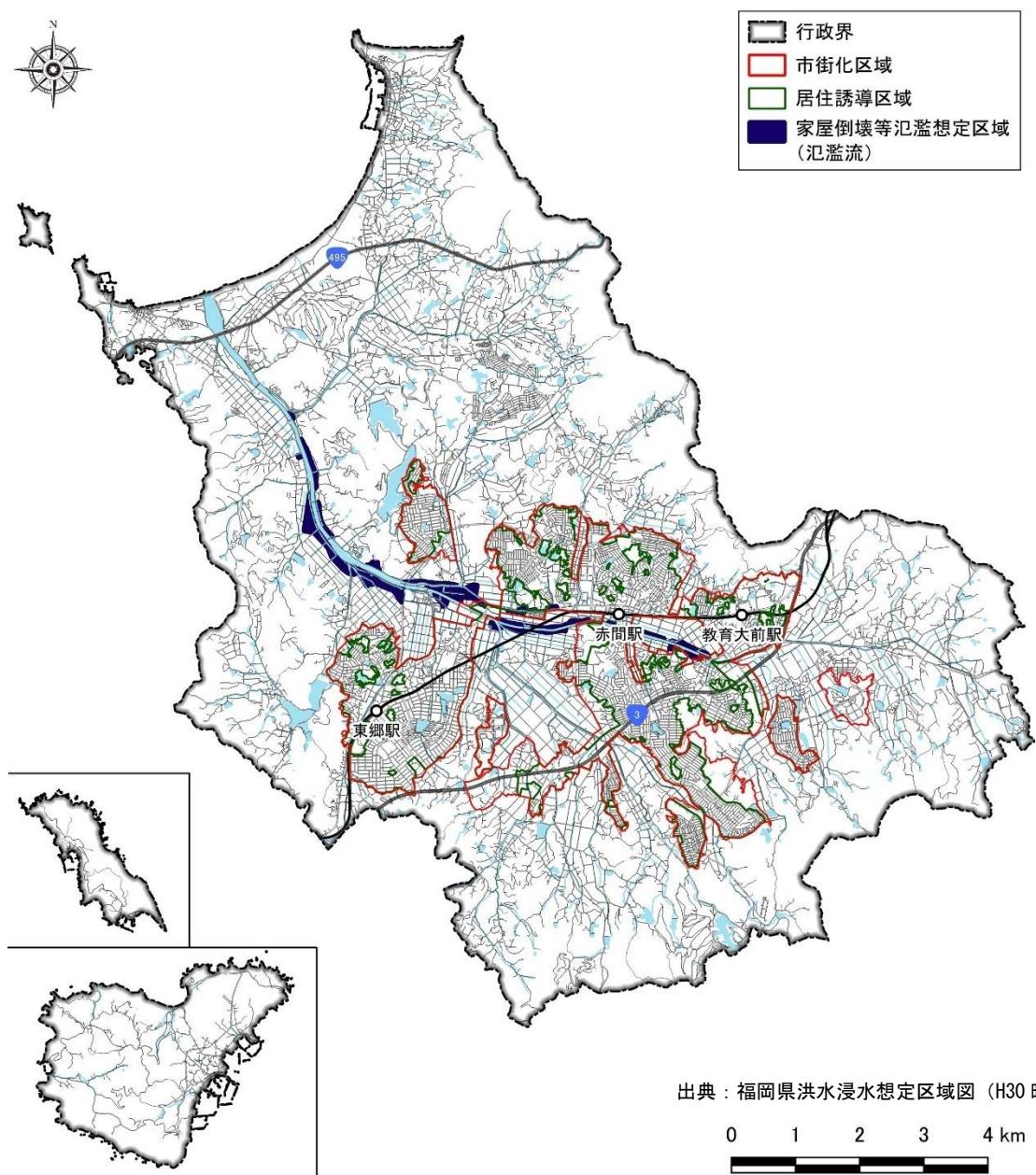
#### ④家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)とは、年超過確率1/1000程度で発生する大雨により堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力によって、堤防で守られていた木造家屋が倒壊、流失する「氾濫流」が起こる区域です。「氾濫流」については、釣川の周辺において想定されています。

##### 現状

居住誘導区域内においては、赤間駅南側の釣川沿岸でわずかな範囲が指定されています。

範囲に含まれる建物は市域全域で148棟、市街化区域内で55棟、居住誘導区域内で36棟となっています。

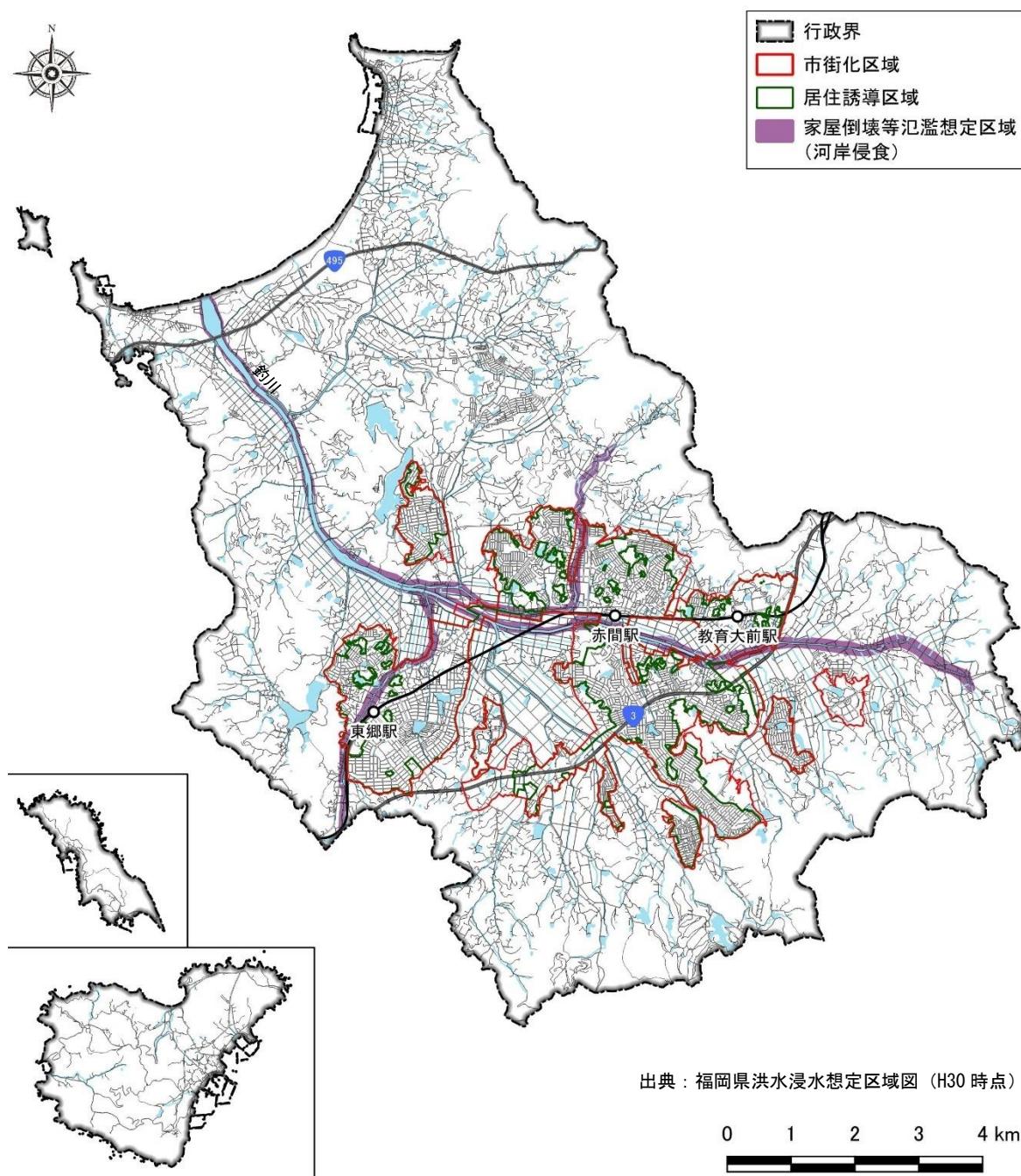


##### ⑤家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)とは、年超過確率1/1000程度で発生する大雨による激しい川の流れにより、堤防や家屋の基礎を支える地盤が削られ、家屋が流失、倒壊する「河岸侵食」が起こる区域です。「河岸侵食」については、市内を流れる各河川の沿岸に指定されています。

###### 現状

含まれる建物は市域全域で1,048棟、市街化区域内で693棟、居住誘導区域内で607棟となっています。

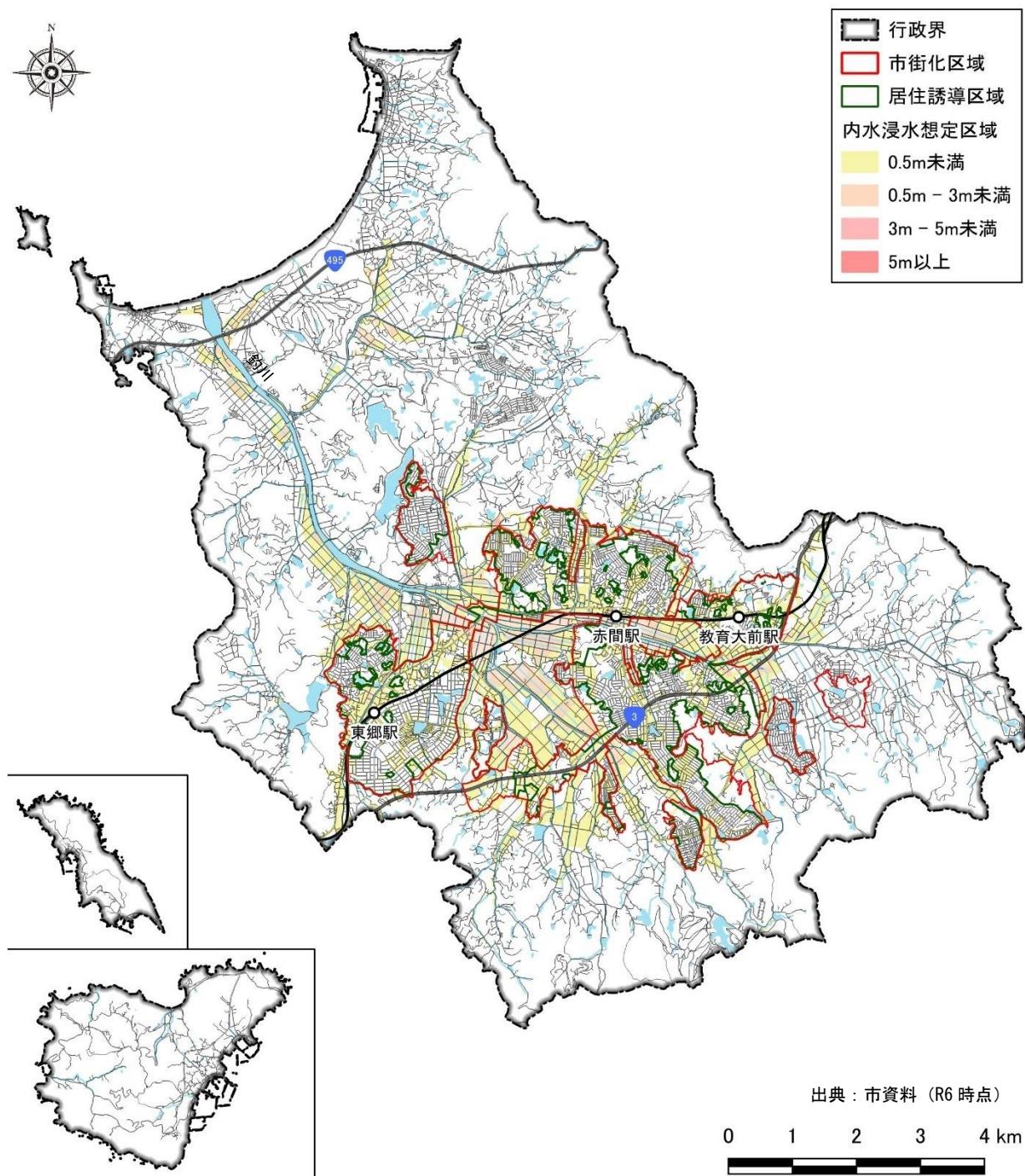


## ⑥内水浸水想定区域

内水浸水想定区域とは、雨水が河川や海に流れきらず、浸水する可能性のある区域です。

### 現状

主に農地として利用されている箇所において最大3m未満の浸水が想定されています。  
居住誘導区域内においては、赤間駅周辺において最大3m未満の浸水が想定されています。



## 現状

内水被害が発生した際の浸水想定面積をみると、市街化区域の24%程度が浸水想定区域内に居住していることがわかります。居住人口をみると、居住誘導区域の概ね21%程度が浸水想定区域内に居住していることがわかります。

		想定浸水深(m)				
		0.5m未満	0.5~3m	3~5m	5m以上	合計
浸水想定面積 （令和2年人口）	市域全域	999.8	418.2	4.2	0.1	1422.2
		8.4%	3.5%	0.1%	0.1%	12.1%
	市街化区域	380.8	66.4	1.0	—	448.2
		20.0%	3.5%	0.1%	—	23.6%
	居住誘導区域	314.1	53.6	0.3	—	368.0
		21.1%	3.6%	0.0%	—	24.8%
（要配慮者人口）	市域全域	17,608人	3,920人	19人	1人	21,548人
		18.2%	4.1%	0.1%	0.1%	22.5%
	市街化区域	15,255人	2,417人	7人	—	17,679人
		19.8%	3.2%	0.1%	—	23.1%
	居住誘導区域	14,003人	2,252人	5人	—	16,260人
		18.1%	3.0%	0.1%	—	21.2%

※要配慮者の人口動向については、「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出

区域に占める割合が10%以上の項目は黄色で着色

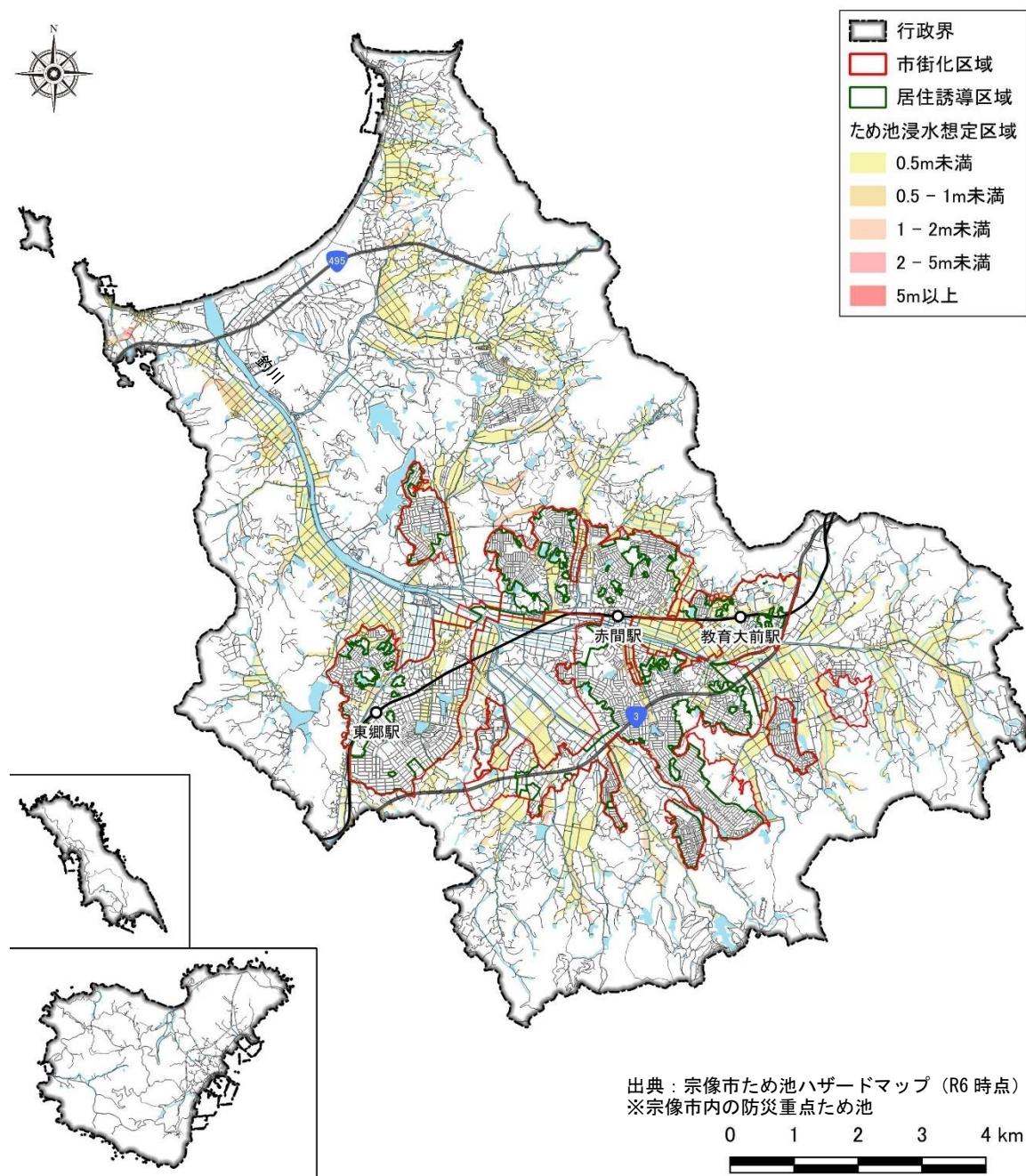
## ⑦ため池\*浸水想定区域

ため池浸水想定区域とは、ため池の堤防が決壊し、満水状態の水がすべて流れ出した際に浸水する可能性のある区域です。

### 現状

ため池の堤防決壊による浸水被害が発生した際においては、主に農地として利用されている箇所において最大で5m以上の浸水が想定されています。

居住誘導区域内のため池周辺において、最大で5m以上の浸水が想定されている箇所が存在します。



## 現状

ため池の堤防決壊による浸水被害が発生した際の浸水想定面積をみると、市域全域の14%程度、市街化区域の12%程度、居住誘導区域の12%程度が浸水想定区域に含まれています。居住人口をみると、居住誘導区域の12%程度が浸水想定区域内に居住していることがわかります。

		想定浸水深(m)					
		0.5m未満	0.5~1m	1~2m	2~5m	5m以上	合計
浸水想定面積 （令和2年人口）	市域全域	1226.0	317.8	137.4	34.4	1.0	1716.6
		10.2%	2.6%	1.1%	0.3%	0.1%	14.4%
	市街化区域	157.1	38.9	20.2	5.6	0.1	221.9
		8.3%	2.0%	1.1%	0.3%	0.1%	11.8%
	居住誘導区域	127.6	33.0	16.9	4.6	0.1	182.1
		8.6%	2.2%	1.1%	0.3%	0.1%	12.4%
（要配慮者人口）	市域全域	9,402人	2,478人	1,144人	282人	6人	13,312人
		9.7%	2.6%	1.2%	0.3%	0.1%	13.9%
	市街化区域	6,057人	1,516人	745人	195人	3人	8,516人
		7.9%	2.0%	1.0%	0.3%	0.1%	11.3%
	居住誘導区域	5,547人	1,434人	699人	171人	2人	7,853人
		8.0%	2.1%	1.1%	0.3%	0.1%	11.6%
	市域全域	595人	160人	75人	17人	1人	848人
		9.3%	2.5%	1.2%	0.3%	0.1%	13.4%
	市街化区域	402人	99人	49人	12人	1人	563人
		7.9%	2.0%	1.0%	0.3%	0.1%	11.3%
	居住誘導区域	368人	94人	46人	11人	1人	520人
		8.1%	2.1%	1.1%	0.3%	0.1%	11.7%

※要配慮者の人口動向については「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出。

区域に占める割合が10%以上の項目は黄色で着色。

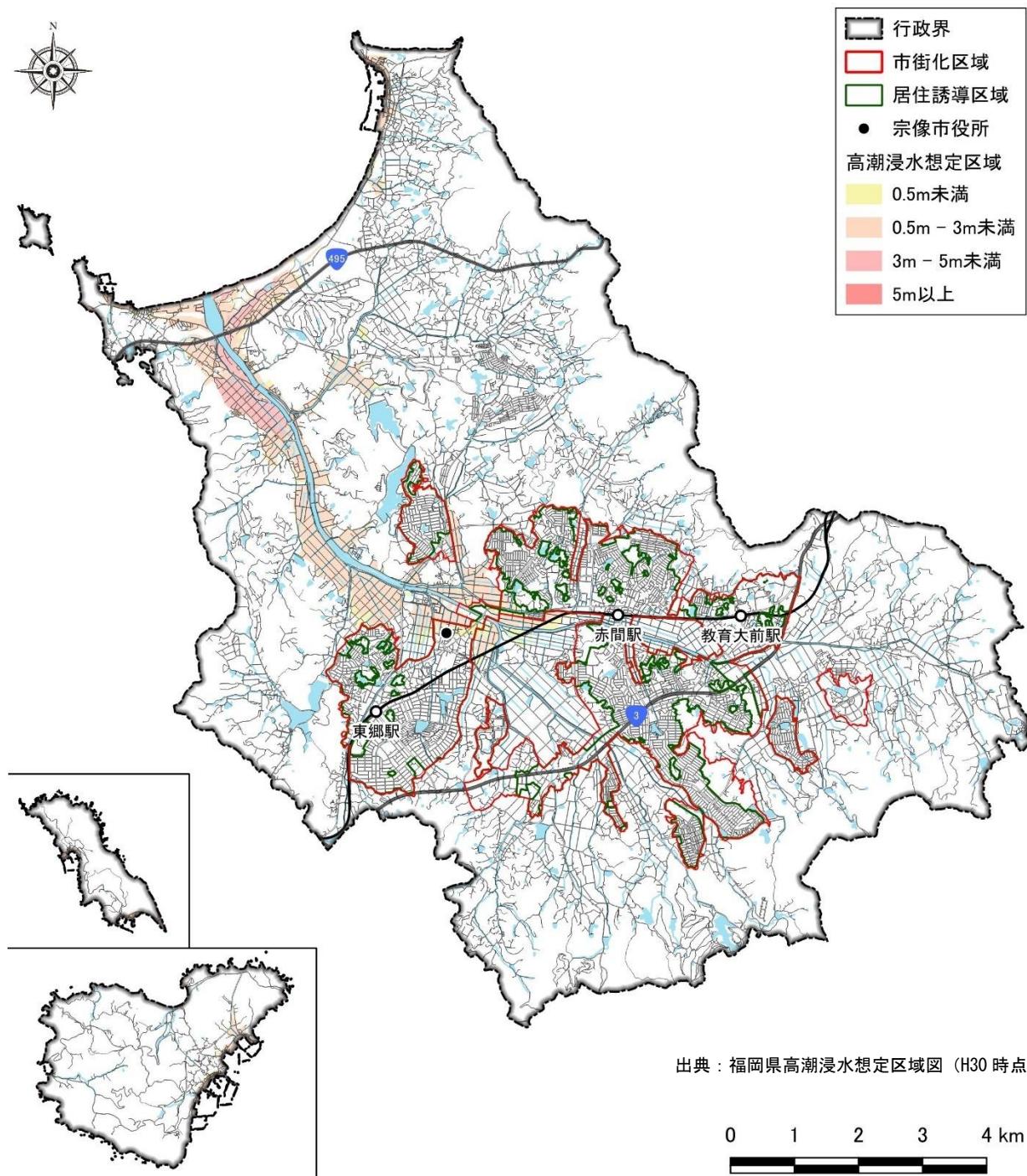
## ⑧高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域とは、気圧が低下し、潮位が高くなつた際に浸水する可能性のある区域です。

### 現状

高潮浸水想定区域の状況をみると、市北側の釣川周辺や鐘崎漁港周辺、大島港周辺において3m～5m未満の浸水が想定され、地島の南側においては5m以上の浸水が想定されています。

居住誘導区域内においては、市役所周辺において0.5m未満の浸水が想定されています。



## 現状

津波による浸水被害が発生した際の浸水想定面積をみると、市域全域の6%程度が区域に含まれています。居住人口をみると、市全域において、2700人程度の居住がみられます。

		想定浸水深(m)				
		0.5m未満	0.5~3m	3~5m	5m以上	合計
浸水想定面積 (ha)	市域全域	83.1	480.6	99.6	6.1	669.5
		0.7%	4.0%	0.8%	0.1%	5.6%
	市街化区域	13.2	17.5	0.1	—	30.7
		0.7%	0.9%	0.1%	—	1.7%
	居住誘導区域	10.8	12.3	—	—	23.1
		0.7%	0.8%	—	—	1.6%
(令和2年)居住人口 2人	市域全域	570人	1,739人	354人	18人	2,681人
		0.6%	1.8%	0.4%	0.1%	2.9%
	市街化区域	348人	329人	1人	—	678人
		0.5%	0.5%	0.1%	—	1.1%
	居住誘導区域	322人	293人	—	—	615人
		0.5%	0.5%	—	—	1.0%
～要配慮者人口 2者	市域全域	36人	97人	18人	1人	152人
		0.6%	1.6%	0.3%	0.1%	2.6%
	市街化区域	24人	25人	1人	—	50人
		0.5%	0.5%	0.1%	—	1.1%
	居住誘導区域	23人	22人	—	—	45人
		0.6%	0.5%	—	—	1.1%

※要配慮者の人口動向については、「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出。

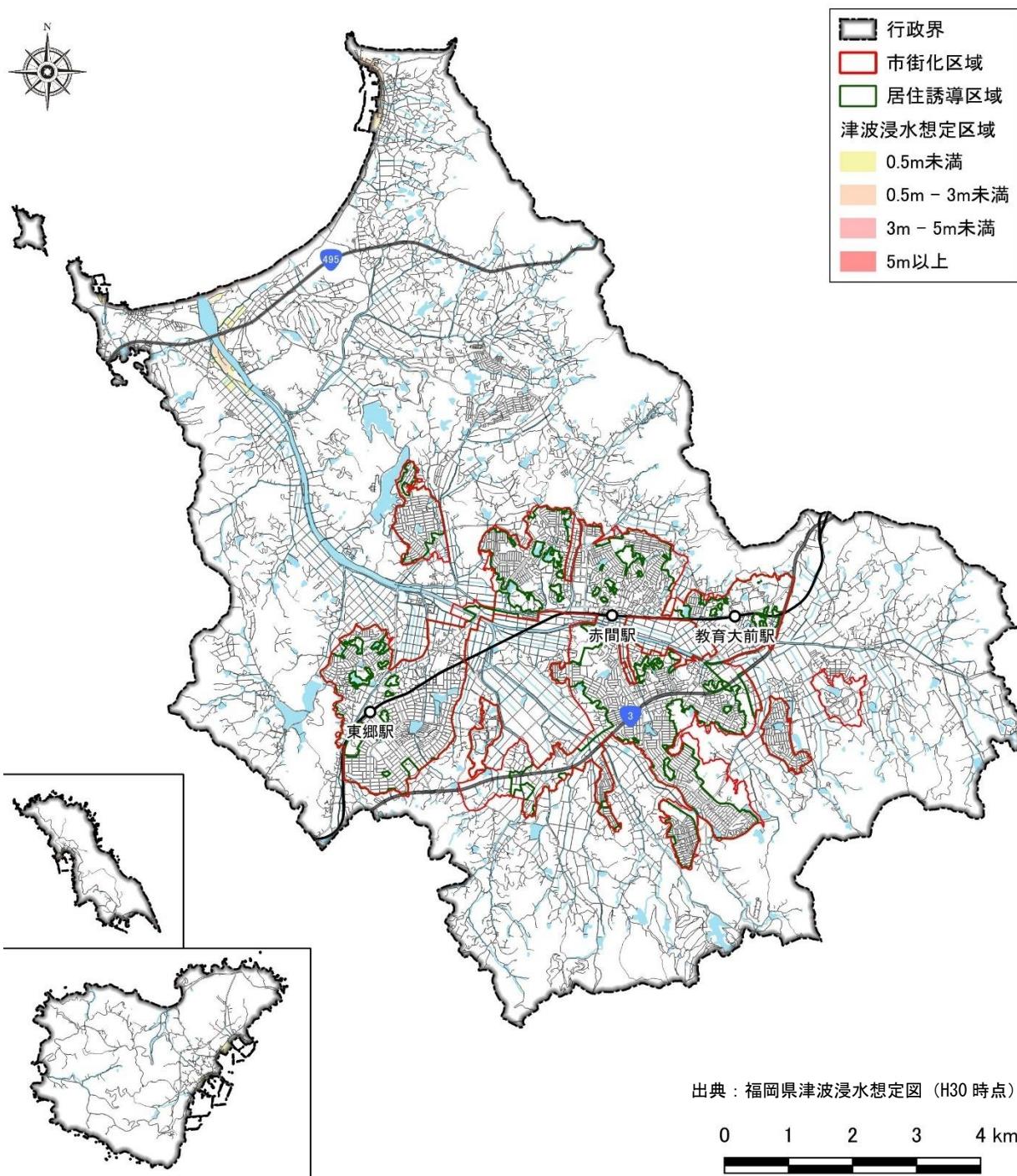
## ⑨津波浸水想定区域

津波浸水想定区域とは、地震などで海底が盛り上がったことにより発生する波によって浸水する可能性のある区域です。

### 現状

津波浸水想定区域の状況をみると、沿岸部のわずかな範囲で浸水が想定されています。

居住誘導区域においては、津波による浸水被害は想定されていません。



## 現状

津波による浸水被害が発生した際の浸水想定面積をみると、市域全域のわずかな範囲が区域内含まれています。居住人口をみると、市街化区域や居住誘導区域に浸水が想定されている区域はないものの、それ以外の区域(市街化調整区域)において、500人程度の居住がみられます。

		想定浸水深(m)				
		0.5m未満	0.5~3m	3~5m	5m以上	合計
浸水想定面積	市域全域	21.0	43.3	5.5	0.7	70.5
		0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%
	市街化区域	—	—	—	—	—
(令和2年人口)	市域全域	70人	332人	15人	77人	494人
		0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.7%
	市街化区域	—	—	—	—	—
(要配慮者人口)	市域全域	4人	16人	1人	4人	25人
		0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.6%
	市街化区域	—	—	—	—	—
居住誘導区域	市域全域	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—

※要配慮者の人口動向については、「立地適正化計画作成の手引き」の記載事項を基に算出

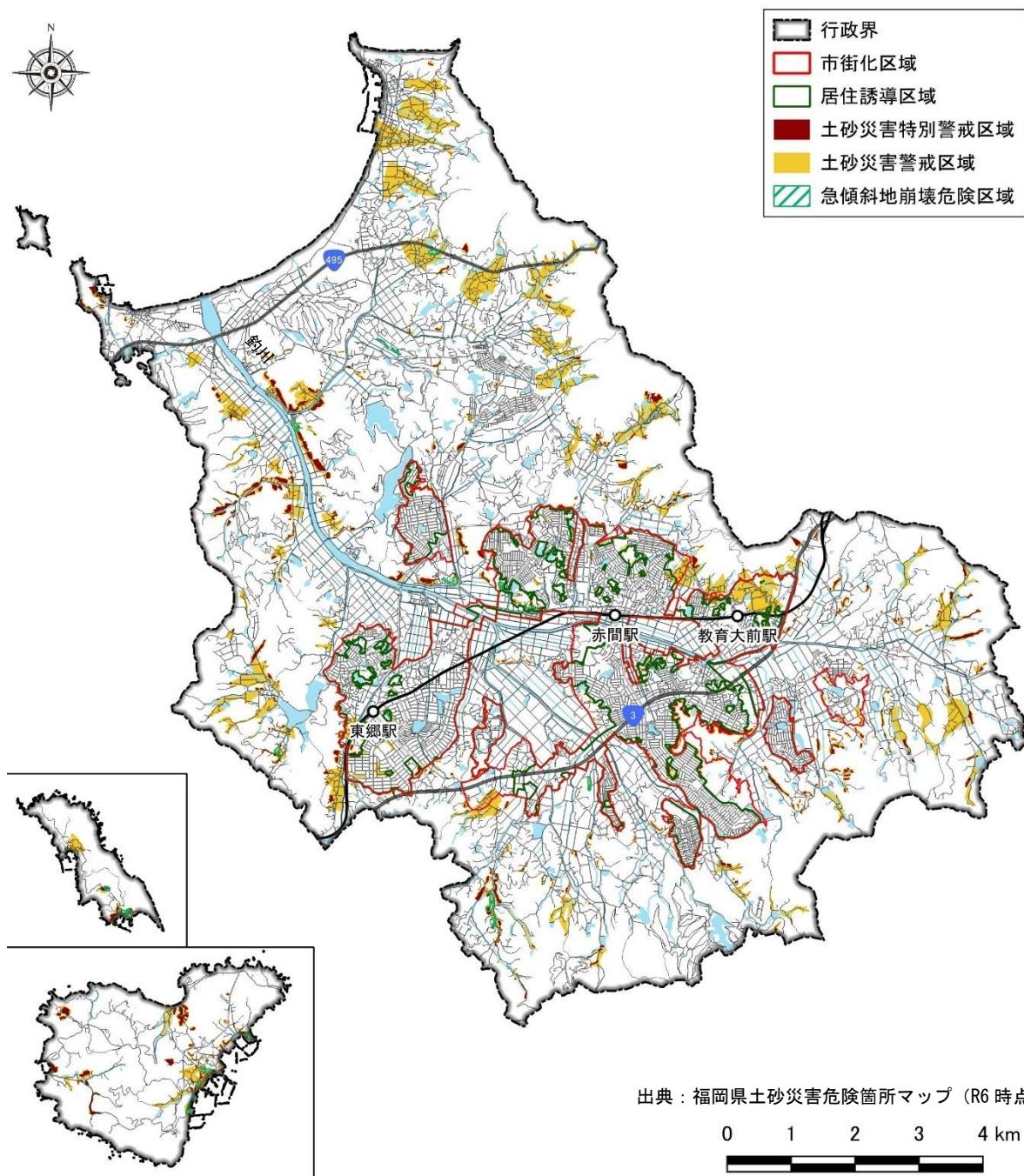
## ⑩土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域とは、山やがけが崩れ、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れることによって家屋が倒壊する可能性のある区域です。

急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊する恐れのある急傾斜地で、崩壊によって周辺の居住者に被害の恐れがある区域です。

### 現状

土砂災害警戒区域は居住誘導区域内においてもわずかながら指定されています。



## ⑪震度想定

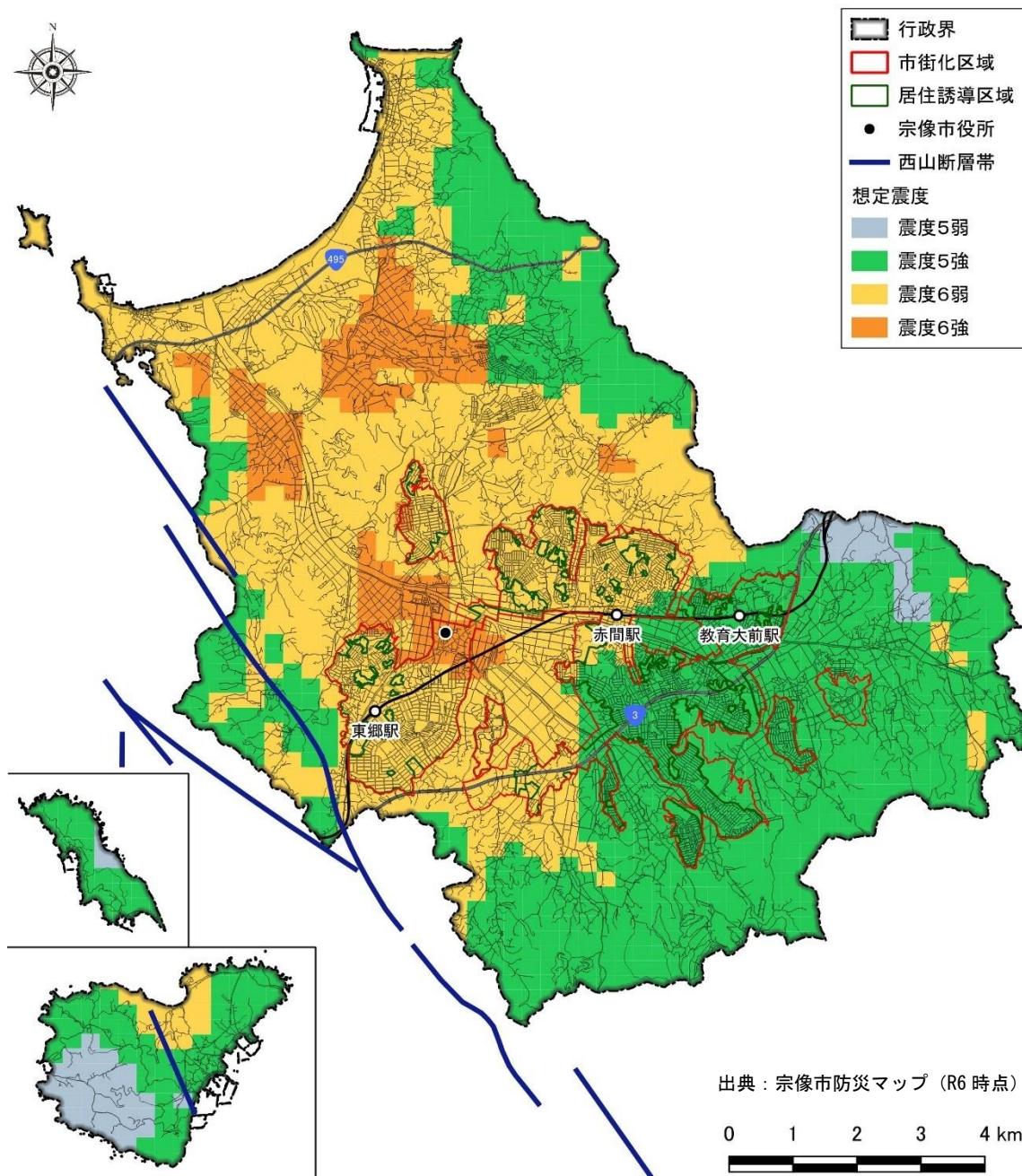
震度想定とは、本市内で発生し得る最大規模の地震によって想定される震度分布です。

西山断層帯による地震が発生した際、本市内においては震度5弱から震度6強の揺れが想定されています。

### 現状

木造建物の被害が多くなる震度6弱以上の揺れが予測される箇所をみると、国道3号から北側のエリアで広域にわたって想定がされています。

また、宗像市役所周辺や国道495号の南側において震度6強の想定がされています。



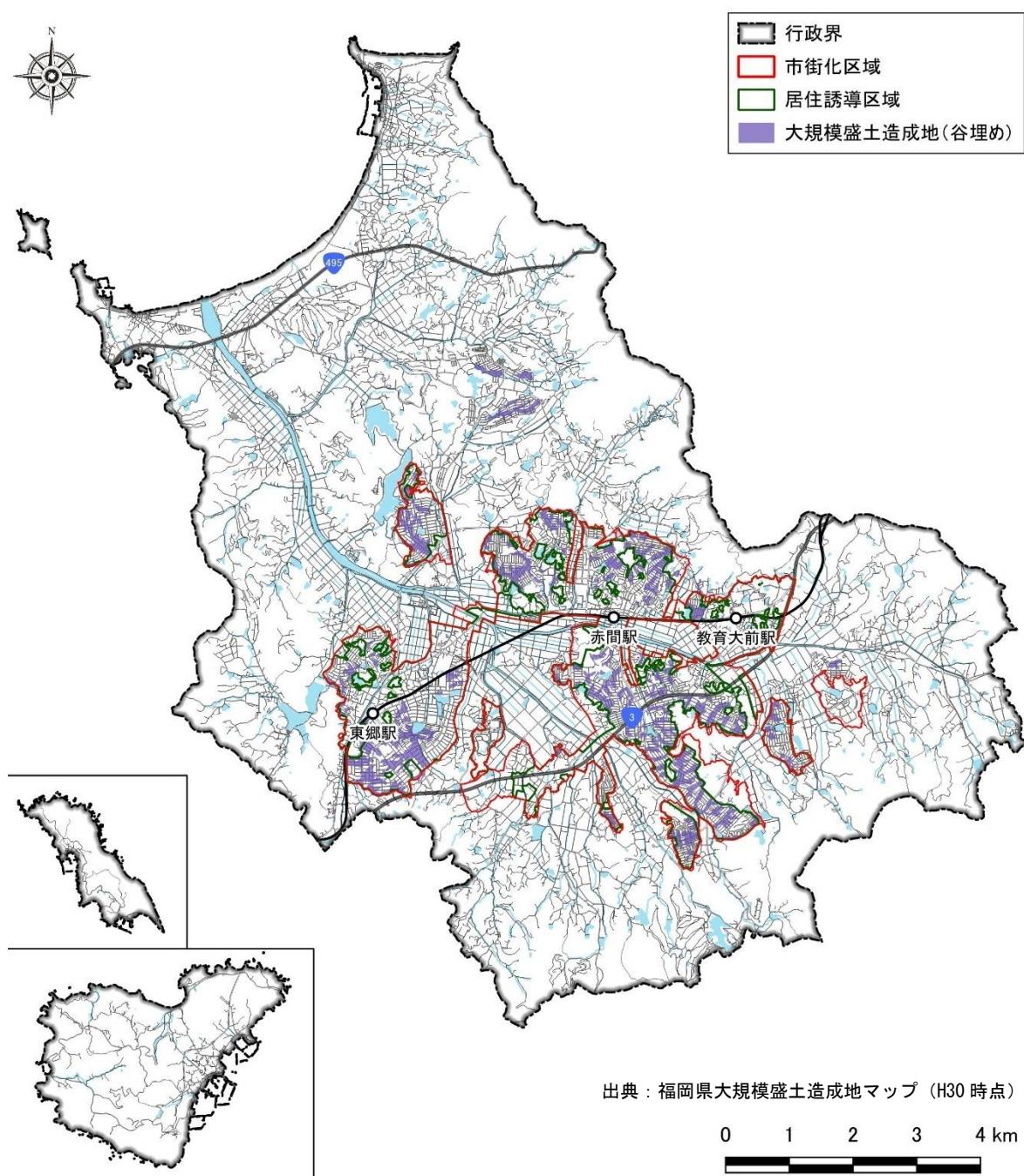
## ⑫大規模盛土造成地の状況

大規模盛土造成地とは、盛土の面積が3,000m<sup>2</sup>以上の中谷埋め型、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の腹付け型があります。

福岡県が公表している「福岡県大規模盛土造成地マップ」によると、市街化区域内で宅地造成がされた箇所を中心に多くの箇所で盛土造成がなされています。

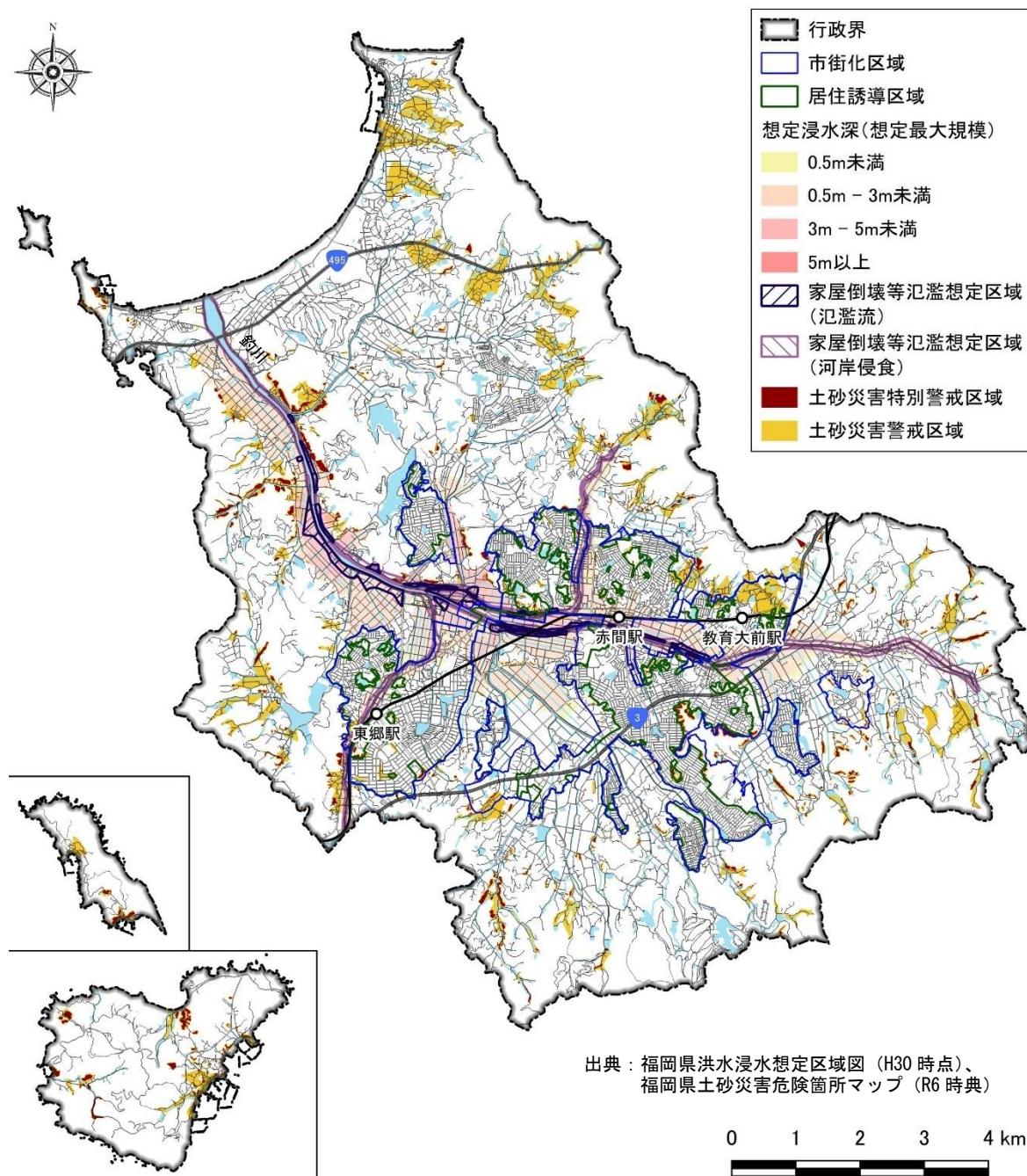
大規模盛土造成地の安全性確認のため、必要に応じて盛土地の安全性に関する調査等を実施し、危険性が確認された盛土地については、災害リスクの回避や低減に取り組みます。

特に居住誘導区域内の盛土地については、優先的に安全性を把握するための調査を実施するなどの対応を図る必要があります。



### ⑬各種ハザードの重ね合わせ

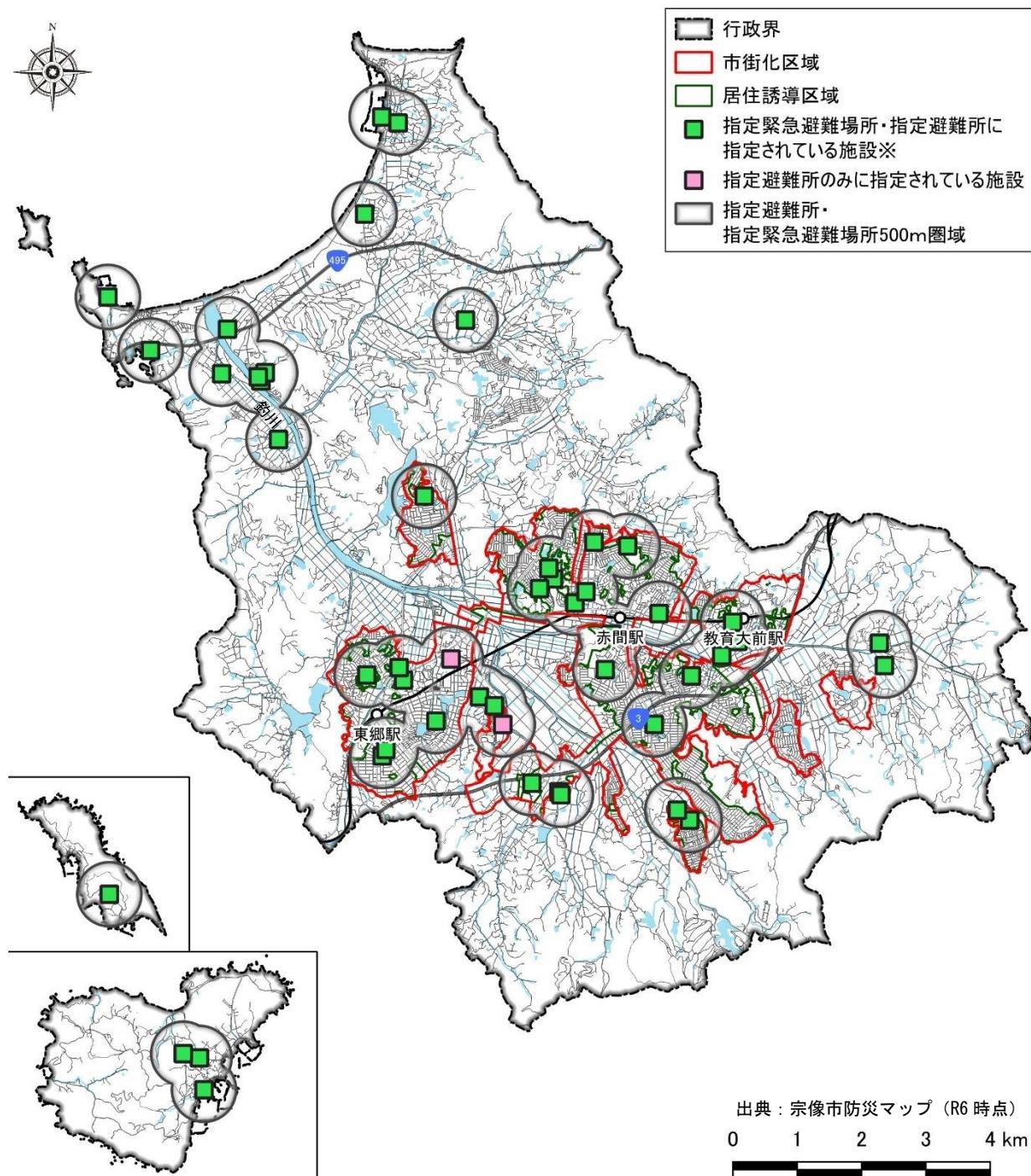
災害は同時に発生することも想定されます。そのため、整理した各種ハザードを重ね合わせ、本市において想定される最も大きなハザードを明示します。



#### 4)その他

##### ①指定緊急避難場所および指定避難所の立地状況

市内に指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設は48施設、指定避難所のみに指定されている施設は2施設立地しています。



##### 〈指定緊急避難場所〉

津波、洪水等の災害による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として、住民等の生命の安全の確保を目的とした避難場所

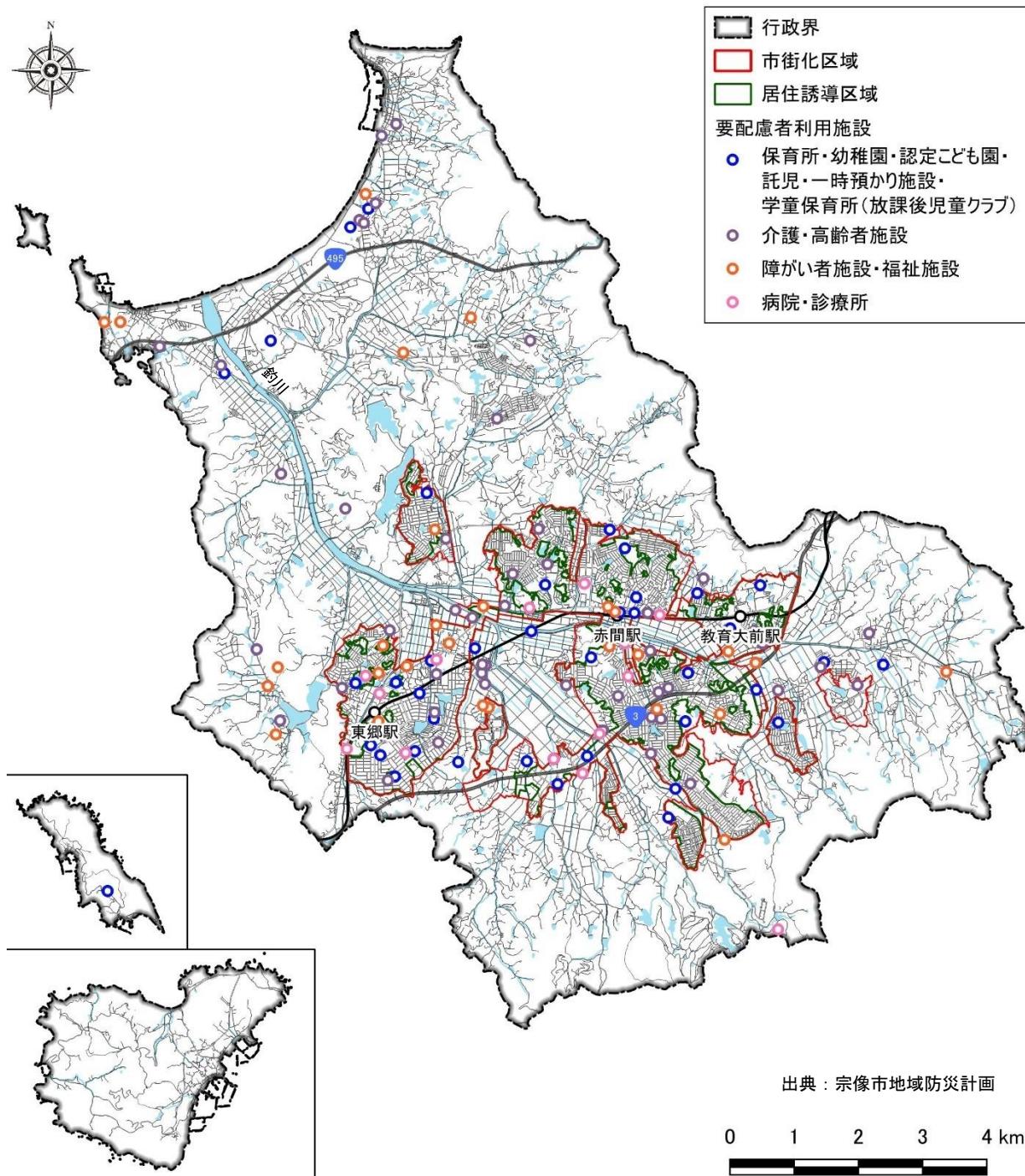
##### 〈指定避難所〉

災害の危険性があり避難した住民等の災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により自宅等に戻れなくなった住民等を一時的に滞在・生活させることを目的とした施設

※指定避難所と併せて指定緊急避難場所が指定されている施設を含みます

## ②要配慮者利用施設の状況

防災上の配慮を要する人々が利用する要配慮者利用施設については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設として、平成29年6月の水防法改正に伴い、避難確保計画の作成が義務化されています。本市においては、全93施設のうち、81施設で避難確保計画の作成が完了しています。



#### 4)現状の整理

整理した現状が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード							
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害	地震
居住誘導区域内に災害リスクが指摘されている区域が含まれており、居住もみられる	○	○	○	○	○	—	○	○
市街化区域内に災害リスクが指摘されている区域が含まれており、居住もみられる	○	○	○	○	○	—	○	○
上記以外の区域(市街化調整区域)に災害リスクが指摘されている区域が含まれており、居住もみられる	○	○	○	○	○	○	○	○
長期間の浸水が想定される区域があり、区域内での居住もみられる	—	○	—	—	—	—	—	—
氾濫流・河岸侵食による家屋の倒壊が想定されている	—	○	—	—	—	—	—	—
災害リスクが指摘されている区域に要配慮者利用施設が立地している	○	○	○	○	○	○	○	○
市域全域で震度5弱から震度6強の揺れが想定されている	—	—	—	—	—	—	—	○

#### (2)エリアごとのミクロ分析

##### 1)重ね合わせる情報の整理

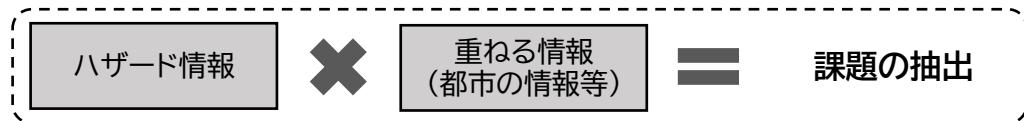
公表されているハザード情報と建物の立地状況等といった都市の情報とを重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定し得る課題を抽出します。

##### 【重ね合わせの対象となる情報(都市の情報等)】

重ねる情報		概要
建物	階数	浸水深よりも高い箇所に居室があり、垂直避難が可能かどうかを把握
	立地状況	土砂災害や氾濫流、河岸侵食により、倒壊の恐れがないかを把握
指定緊急避難場所 (500m 圏域※)		指定緊急避難場所までの距離を踏まえ、容易に避難ができるかどうかを把握
要配慮者利用施設の 立地状況		防災上の配慮を要する人が利用する施設の立地状況を把握
主要公共施設 (市役所、警察署等)		災害が発生した際に指令拠点としての機能を担う施設が、機能不全にならないかを把握
道路の状況		災害時に避難路としての機能を有するか、機能不全となった際に他の道路が迂回機能を有するかを把握

※高齢者の一般的な徒歩圏（出典：都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課））

ハザード情報と重ねる都市の情報、分析の視点については、以下の内容を整理します。



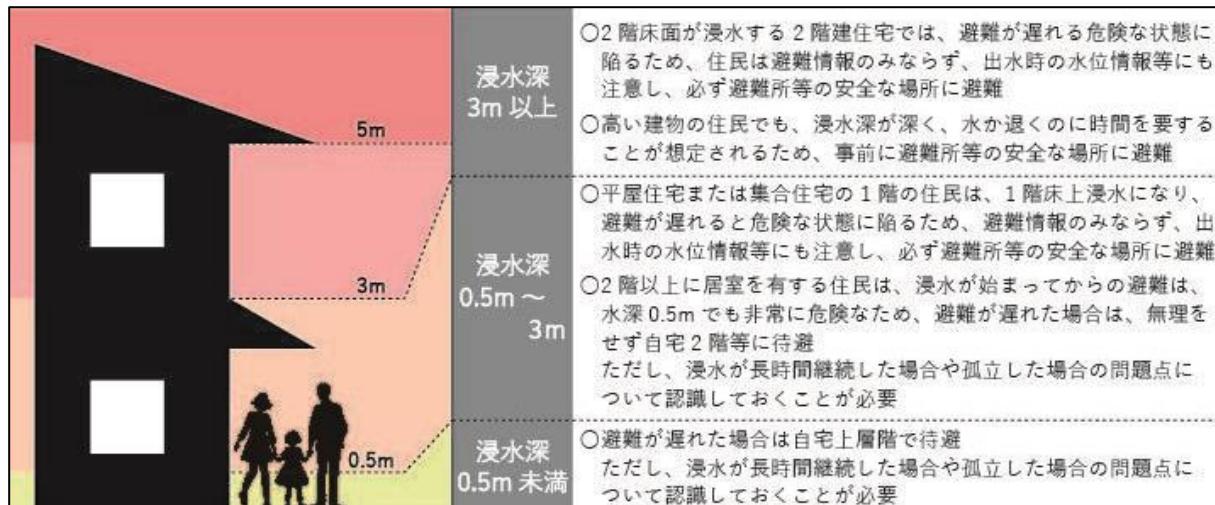
#### 【重ねる情報と分析の視点】

ハザード情報	重ねる情報 (都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域 (洪水、内水、 ため池、高潮)	建物階数の状況	浸水の被害を受ける建物について、垂直避難が可能かを把握
	指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所・指定避難所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	主要公共施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に指令拠点としての機能を担う施設があるかを把握
	道路の状況	浸水被害の影響を受ける道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食)	建物の立地状況	氾濫流や河岸侵食により、建物や要配慮者利用施設が倒壊、流失する危険性がないかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	
浸水想定区域 (津波)	建物の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所・指定避難所があるかを把握
	指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	
土砂災害警戒区域、土 砂災害特別警戒区域	建物の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に建物が立地しているかを把握
	指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	土砂災害の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所・指定避難所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	道路の状況	土砂災害により寸断される可能性のある道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

なお、地震については、いつ、どこでどの程度の規模で発生するかを正確に知ることは困難です。また、地震災害は広域的に発生するため、全市的な対応が必要です。建物の耐震化や不燃化を推進することで、防災・減災対策に取り組みます。

浸水深については、公表されている以下の情報に基づき、垂直避難の可否や機能不全の危険性について整理していきます。

### 【垂直避難の可否】



出典：国土交通省資料を基に作成

### 【要配慮者利用施設の機能に支障をきたす浸水深】

浸水深	被害の内容
0.3m 以上	○自動車(救急車)が走行困難となる
0.5m 以上	○徒歩による移動が困難となる ○床上浸水が発生する
0.7m 以上	○コンセントに浸水し停電する(医療用電子機器が使用困難となる)

出典：水害の被害指標分析の手引き（平成25年試行版 国土交通省 水管理・国土保全局）

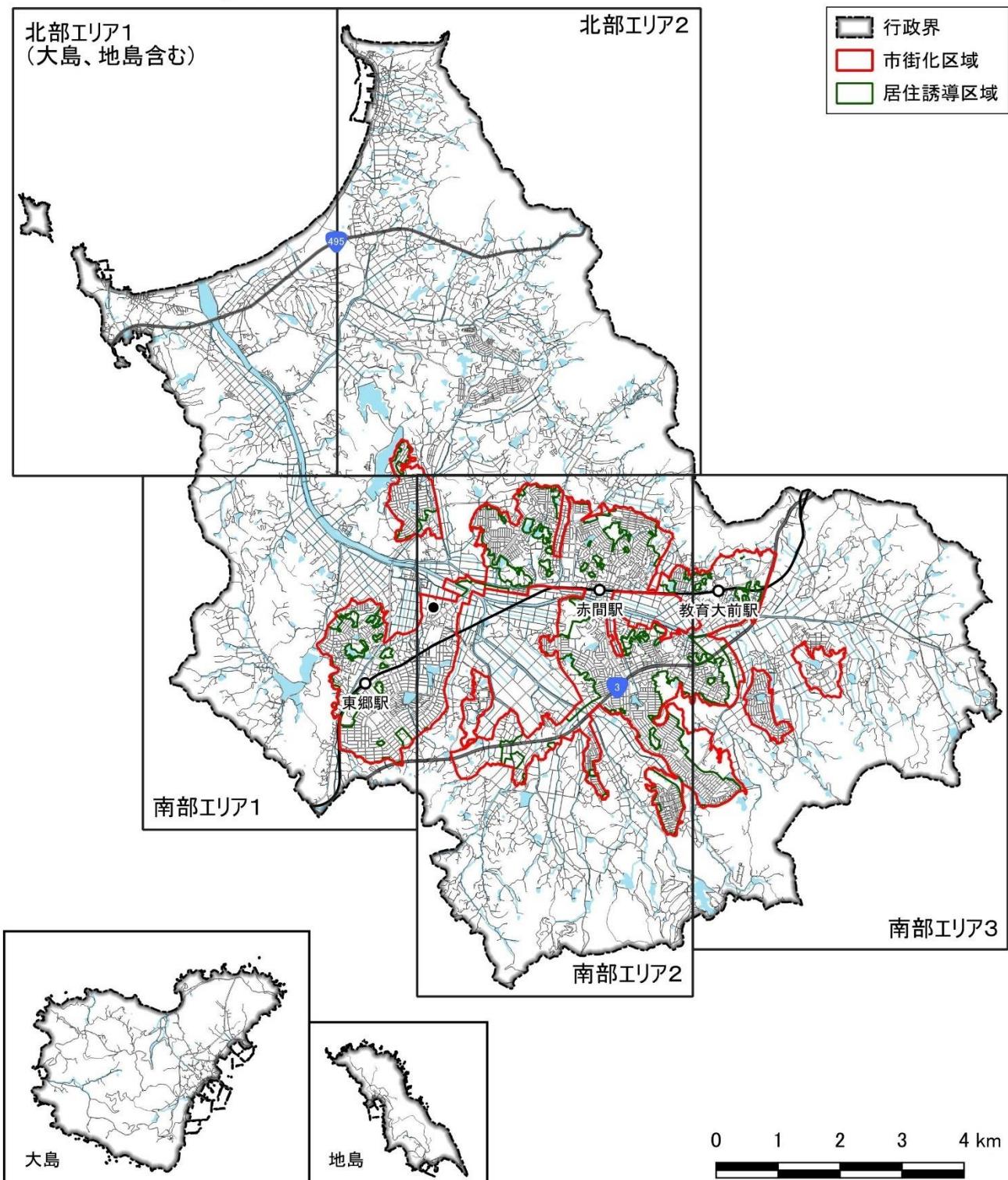
### 【自動車の運行に支障をきたす浸水深】

浸水深	被害の内容
0.1m 以上	○乗用車のブレーキの効きが悪くなる
0.2m 以上	○道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
0.3m 以上	○自治体のバス運行停止基準 ○乗用車の排気管やトランスマッision等が浸水する
0.6m 以上	○JAFの実験でセダン、SUVともに走行不可となる

出典：水害の被害指標分析の手引き（平成25年試行版 国土交通省 水管理・国土保全局）

エリアごとのミクロ分析にあたっては、市域全域を網羅するため、各指標を重ね合わせ、課題となる箇所と対応方針を整理します。

なお、宗像市は市域が広いため、市域を下図の通り 5 つのエリアに区分し、課題を確認します。



## 2)エリアごとのミクロ分析

### ①北部エリア1の状況

北部エリア1において発生する可能性のある課題が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害
国道495号や県道69号等における0.3m以上の浸水により、通行が困難となる	○	○	○	○	○	—	—
垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	—	○	○	—	—
浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	○	—	○	○	○	○
氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○

### ②北部エリア2の状況

北部エリア2において発生する可能性のある課題が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害
国道495号における0.3m以上の浸水により、通行が困難となる	—	—	○	—	—	—	—
垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	○	○	○	○	—
浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	—	—	—	○	—	○
土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○

### ③南部エリア1の状況

南部エリア1において発生する可能性のある課題が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害
垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を見る	○	○	—	—	○	—	—
浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	○	○	○	○	—	—	○
氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
旧国道3号や県道 97 号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	○	—	○	—	—	—
旧国道3号の 0.3m以上の浸水により、交通麻痺の恐れがある(近年、道路冠水等が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○

#### ④南部エリア2の状況

南部エリア2において発生する可能性のある課題が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害
指定緊急避難場所及び周辺が浸水する恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	○	○	○	○	○	—	○
指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)が河岸侵食により倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
宗像市役所が浸水する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
県道 97 号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある(近年、道路冠水等の浸水が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
指定緊急避難場所(河東小学校)及び周辺が浸水する恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○

## ⑤南部エリア3の状況

南部エリア3において発生する可能性のある課題が、どの災害に対して起こりうるかについて以下の通り整理します。

課題	ハザード						
	洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害
垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を見る	○	○	—	○	—	—	—
河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	○	○	○	—	—	○
駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある (近年、道路冠水等の浸水が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
国道3号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
駅周辺の道路が土砂災害により、通行止めとなり交通麻痺の恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を見る	—	—	—	—	—	—	○

### 3. 防災まちづくりの将来像・取組方針

#### (1) 防災まちづくりの将来像

災害が発生した際に被害を回避・低減するためには、被害を低減させるための施設整備といったハード面のほか、避難の呼びかけや防災組織の立ち上げといったソフト面における施策を進めていく必要があります。

本計画においては、これらの施策を進めていきながら、災害面での安全性を踏まえ、人口減少下においても便利で安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

本計画における防災まちづくりの将来像は、第3次宗像市総合計画や地域防災計画における方向性のほか、本市が目指すべき都市像を踏まえ、以下の通り設定します。

##### 第3次宗像市総合計画における施策区分(防災に係る部分)

- 防災・減災対策の強化
- 地域安全対策の充実
- 消防団活動の充実

##### 宗像市地域防災計画における防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基に、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として災害対応を行う。

##### <基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備・体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える

##### 本市が目指すべき将来像

コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市



##### 防災まちづくりの将来像

「市民・行政・関係機関・団体等の連携により、  
災害にも強く魅力的な生活交流都市」

## (2)市全体として取り組む事項

整理した課題に対して本市全体として取り組む事項については、第3次宗像市総合計画に記載した以下の目指す姿や主な取組を踏襲します。

### 【目指す姿】

- ・市民個々の防災力が向上し、自助の意識が充実するとともに、「自助」と「共助」が安全安心につながる。
- ・緊急時の市民の迅速な避難行動により、災害による被害が最小限になる。
- ・浸水や土砂災害等の被害を防ぐための備えができている。

### 【主な取組】

- ・デジタルツールを活用した防災意識を高めるための啓発
- ・市民への情報伝達体制の構築
- ・地区防災計画の策定支援
- ・地域防災力の向上
- ・浸水軽減を図る施設の整備推進
- ・水田・ため池等の既存ストックの有効活用

## (3)取組方針

取組方針の検討にあたっては、前述の防災まちづくりの将来像を実現する観点とともに、想定される防災上の課題を踏まえた内容とする必要があるため、国土交通省の「立地適正化計画の手引き」を参考に課題に応じて大きく2つの取組方針を整理します。

### 取組方針1：リスクの低減

- ➡防災対策によって被害の軽減・抑制を図るとともに、早期避難の情報提供等の避難体制の充実など、リスク低減に取り組みます。

### 取組方針2：リスクの回避

- ➡ハザードエリアからの移転促進等、被害を発生させないためのリスク回避に取り組みます。

## 4. 個別の取組内容とスケジュール

前項で整理した取組方針に基づく施策を整理し、実施主体や実施時期の目標について、下表に示します。施策の整理にあたっては「宗像市国土強靭化地域計画 令和5年度年次計画」や「宗像市地域防災計画」、「宗像市雨に強いまちづくりビジョン(雨水管理総合計画)」ならびに各個別の計画とも連携しながら整理します。

また、実施時期の目標について、リスクの低減に資するハード対策は計画期間である20年間の中で、早期に実施すべき箇所などを検討し、適宜取組を推進します。一方、避難体制や情報伝達などのソフト対策については、短期での対応が想定されますが、その後も継続的に実施していきます。

### (1)取組施策とスケジュール

視点	方向性	災害ハザード							取組施策	主体	対象エリア	
		洪水（計画規模）	洪水（最大規模）	内水	ため池浸水	高潮	津波	土砂災害				
災害リスクの回避充実	防災避難体制・の確立								市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、宗像ユリックス、メイトム宗像（市民活動交流館）の順で、いずれかの施設に本部室を確保	福岡県 宗像市 市民 事業者		東郷地区
災害リスクの低減（ハード）	インフラ等整備	●	●	●	●	●	●	●	河川の浚渫等（流下能力の維持）	● ●		市全域
		●	●	●	●	●	●	●	河道掘削・拡幅、護岸整備、河川内の樹木伐採	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	水田の貯留機能向上	● ● ●		河東、南郷地区
		●	●	●	●	●	●	●	水路・側溝の浚渫	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	ため池の補強・改修	● ●		市全域
		●	●	●	●	●	●	●	ため池の有効活用	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	調整池の浚渫	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	利水ダム等における事前放流の運用	● ● ●	吉田ダム、多禮ダム、大井ダム	
		●	●	●	●	●	●	●	ポンプ施設の整備	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	管路施設の整備	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	貯留施設の整備	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	フラップゲートの設置	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	急傾斜地崩壊防止施設の管理・整備	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	砂防施設の整備	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	治山事業の推進	● ●		
災害リスクの低減（ソフト）	避計画・検防計画、体制情報の発信充実	●	●	●	●	●	●	●	危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	浸水及び土砂災害の状況、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	災害時のリアルタイム情報の提供	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	防災マップによる状況提供	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	ため池浸水による被害が想定される場合は他の避難所の早期開設及び早期避難を呼びかける	● ● ●		
		●	●	●	●	●	●	●	土砂災害警戒区域等の周知	● ● ●		

※1:宗像市雨に強いまちづくりビジョン～雨水管理総合計画～に基づく重点対策地区

# 第9章

## その他

## 1. 届出について

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、都市機能誘導区域外における誘導施設や居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築などを行う際には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となります。

### (1) 都市機能誘導区域外での建築などの届出等

#### 1) 届出

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。  
(都市再生特別措置法 108 条第 3 項)

届出の対象となる行為は、以下の通りです。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### 2) 勧告

市長は、建築などの届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域における誘導施設の立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。  
(都市再生特別措置法第 108 条第 3 項)

#### 3) あっせんなど必要な措置

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。  
(都市再生特別措置法第 108 条第 4 項)

### (2) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に係る届出

#### 1) 届出

都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の 30 日前までに、市長への届出が必要となります。

(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

届出の対象となる行為は、以下の通りです。

誘導施設の休廃止	誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合
----------	------------------------

## 2)勧告

市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。

(都市再生特別措置法第 108 条の2第2項)

## (3)居住誘導区域外での建築などの届出等

### 1)届出

居住誘導区域外の区域においては、一定規模以上の住宅開発などを行おうとする場合にはこれらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

届出の対象となる行為は以下の通りです。

開発行為	3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
	1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
建築等行為	3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
	建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

### 2)勧告

市長は、建築などの届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅などの立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅などの立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第 88 条第 3 項)

### 3)あっせんなど必要な措置

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第 88 条第 4 項)

## 2. 福岡県との連携

本計画の実施にあたっては、広域的な都市の連携の実現に向けて、福岡県が示す福岡県都市計画の基本方針に沿って、周辺市町との連携強化を図っていきます。

福岡県の都市づくりの目標『拠点と公共交通が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して』

	都市計画の現状・課題	目指すべき方向性
広域的な都市の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的な交通網及び情報網の整備</li> <li>・広域的で多様な交流・連携による活力の増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的な交通網および情報網の整備</li> <li>・多様な交流・連携による県内各都市の活力増進</li> <li>・都市間連携の強化を図り、多様な人々の知的交流が行われる、アジアの大都市による交流・連携の拠点の形成</li> </ul>
土地利用の適正な誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の都市特性に応じた集約型の都市づくり</li> <li>・拠点や公共交通が便利な場所への都市機能の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線基本的な土地利用制度として位置付けつつ、社会動向に応じ逆線引き等の適用を検討</li> <li>・無秩序な都市拡大を抑制しつつ、都市機能の拠点や公共交通が便利な場所への集約</li> </ul>
広域的な交通流動に対応した都市計画の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通施設整備に伴う広域的な交通流動の変化に対応した土地利用の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の新幹線鉄道建設等に伴う地域の社会経済の広域化に関連する都市計画課題に対応した適切な都市計画の適用</li> </ul>
個性を生かした都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史・文化、景観、世界遺産などの個性を生かした都市づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共投資による道路・公園・下水道等の都市基盤の維持・更新・整備</li> <li>・民間投資による建築物等の維持・更新・整備</li> </ul>
地域住民の意見を都市づくりに反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民がまちづくりに参画できる都市づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの住民の積極的な参加や計画段階から住民が参加でき、地域住民の意見を反映する都市づくり</li> <li>・都市計画法の改正なども背景とした、県と市町村の連携の強化</li> </ul>
多世代が暮らしやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>・高齢者が自立的に活動でき、子育て世帯が安心して暮らせる居住環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護施設や子育て支援施設等の拠点等への立地を誘導</li> <li>・多世代が住みやすく、住み続けることができる居住環境づくりを進める</li> </ul>
公共交通軸を生かした都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくり</li> </ul>
都市・田園・自然の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地空間の整備、緑の保全など総合的な都市緑化、多様なエネルギーを効率的に利用する低炭素都市づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園・自然と調和した低炭素都市づくり</li> <li>・開発抑制による緑の保全や空閑地緑化・屋上緑化等の総合的な都市緑化を推進</li> </ul>
安全・安心な都市づくりへの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災に対応した土地利用誘導や市街地整備など防災都市づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災に対応した土地利用や市街地整備など、総合的な防災都市づくり</li> </ul>